

戦後沖縄と米軍基地(6)沖縄基地をめぐる沖 米日関係

平良, 好利 / TAIRA, Yoshitoshi

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Review of law and political sciences / 法学志林

(巻 / Volume)

108

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

87

(終了ページ / End Page)

146

(発行年 / Year)

2011-02

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00009910>

戦後沖縄と米軍基地(六)

——沖縄基地をめぐる沖米日関係——

平 良 好 利

序 本論文の課題

第一章 沖縄米軍基地の形成(以上百六卷二号)

第二章 沖縄の戦後復興と米軍基(以上百六卷三号)

第三章 沖縄の分離と軍用地使用問題(以上百七卷二号)

第四章 土地接収と補償問題(以上百七卷三号)

第五章 軍用地使用政策の確立と基地の拡大(以上百七卷四号)

第六章 沖縄返還と「基地問題」

第一節 沖縄返還と基地機能維持の両立を求めて

一 復帰協の結成と「基地」の非争点化

二 佐藤政権の沖縄返還模索とアメリカの対応

三 佐藤・ジョンソン会談(一九六七年一月)

第二節 祖国復帰運動と「基地問題」

一 復帰運動の盛り上がり

二 「基地撤去」論争と全軍労

三 「二・四ゼネスト」

第三節 沖縄返還合意(以上本号)

第七章 基地労働者・軍用地主にとっての日本復帰

おわりに

戦後沖縄と米軍基地(六)(平良)

第六章 沖縄返還と「基地問題」

前章でみたように、一九五〇年代を通じて沖縄で最大の政治問題の一つとなった一括払い問題は、最終的にはアメリカ側が年払い賃貸借契約を採用し、しかも賃貸料を大幅に引き上げたことによって、一応の決着をみた。また、いま一つの大きな政治問題となった海兵隊の沖縄移駐に伴う大規模土地接收問題に関しても、最終的には沖縄の政治指導者たちがこれを黙認したことによって、政治問題としては収束していった。かくしてアメリカ側は、沖縄で最大の政治問題となった軍用地問題を解決したことによって、新規接收分も含めて七万五〇〇〇エーカーにもおよぶ広大な米軍基地を安定的に使用できるようになるのであった。

こうした一九五〇年代末の軍用地問題の解決や、六〇年七月に制定されたプライス法に基づくアメリカ政府の援助拡大、そして岸政権期から始まった日本政府による技術・経済援助の拡大などによって、一九六〇年代前半の沖縄では、沖縄日の協調ムードが漂うことになる。⁽¹⁾五八年の立法院選挙で大敗した琉球民主党の後身組織である沖縄自由民主党（五九年一〇月に結党。以下、沖縄自民党ともいう）が、六〇年十一月の立法院選挙で大勝（二九議席中二二議席を獲得）したことは、こうしたムードを象徴するものであった。

沖縄日協調ムードがこうして漂うなか、六〇年代前半の沖縄では、メースBミサイルの沖縄配備などが政治問題となったりはしたものの、全般的にみて、米軍基地の存在そのものを問題視するような動きは表面化しなかった。しかし、これが六〇年代中盤以降になると、米軍基地の存在ないしはそのあり方を疑問視する声が次第に表面化してくる

ことになる。六四年に誕生した佐藤政権が沖縄返還問題を本格的に扱うようになったこと、そして六五年の北爆を契機にベトナム戦争がいよいよ本格化していったことなどが、こうした沖縄の基地問題を浮上させる契機となったのである。

本章では、この沖縄の基地問題を、沖縄返還問題との絡みで考察する。具体的には、沖縄の祖国復帰運動を推進した復帰協（沖縄県祖国復帰協議会）が、米軍基地に対して如何なる態度をとったのかを考察するとともに、日米両政府が沖縄返還問題との絡みで米軍基地をどう取り扱ったのかを考察する。

まず第一節では、復帰協が結成当初、米軍基地に対してどのような態度をとっていたのかを考察し、続く第二節では、六〇年代中盤から後半にかけて、日米両政府が沖縄返還問題との絡みで米軍基地をどう扱ったのかを分析する。そして第三節では、同じく六〇年代中盤以降、復帰協が米軍基地に対して如何なる態度をとったのかを考察し、最後に第四節では、六九年の沖縄返還交渉のなかで、日米両政府が返還後の米軍基地の態様についてどう取り扱ったのかを考察する。

第一節 沖縄返還と基地機能維持の両立を求めて

一 復帰協の結成と「基地」の非争点化

一九六〇年以後の祖国復帰運動を担う中心的組織である復帰協が結成されたのは、対日平和条約の発効からちょうど八年目の六〇年四月二八日のことである。⁽²⁾ この復帰協結成の背景としておさえておきたい点は、前章でみたように、沖縄で最大の政治問題となった軍用地問題が五〇年代末に解決されたということである。講和会議を目前に復帰署名

運動を展開した日本復帰促進期成会（会長兼次佐一）と、講和後に復帰運動を開始した沖縄諸島祖国復帰期成会（会長長屋良朝苗）が、それぞれ短期間で消滅したあと、住民の関心はもっぱら軍用地問題に移っていき、復帰運動は一旦影を潜めることとなった。しかし、この軍用地問題が五〇年代末に解決されると、沈滞化していた復帰運動が再び散発的ながらも行われるようになる。五八年後半から翌年にかけてその復帰運動を推進した組織が、五八年六月に結成された沖縄原水協（原水爆禁止沖縄県協議会）である。⁽³⁾ 沖青協（沖縄青年団協議会）の中根章らが中心となって作り上げた沖縄原水協は、沖青協や沖縄教職員会をはじめとする民間諸団体、各種労働組合、そして沖縄の全ての政党が加盟する超党派の組織体であった。⁽⁴⁾ この時期復帰運動を担う統一した組織がなかったことから、代わりにこの超党派の組織体である沖縄原水協が復帰運動を担うこととなったわけである。

こうした状況のなか、民間団体や労働組合の幹部、そして政党指導者らの間では、継続して復帰運動を進めるための統一した組織を求める声が次第に大きくなっていく。なかでもそれを頻繁に訴えたのが、五八年二月に結成された沖縄社会党の岸本利実と宮良寛才の二人であった。⁽⁵⁾ 岸本らは、当時結成間もない官公労（沖縄県官公庁労働組合連合会）委員長赤嶺武次らに対して、復帰運動の組織化の必要性を事あるごとに説き、赤嶺を通じていわば間接的に復帰のための組織構築をめざしたのである。⁽⁶⁾

岸本らが直接主導権を握って復帰運動の組織化を推し進めることをせず、官公労委員長の赤嶺武次らを通じてそれをなしたのは、当時政党間に存在した確執や主導権争いによって、その成立自体が困難になることを岸本らが危惧したからである。当時沖縄社会党労働部長であった新垣善春は、こう回想する。「党が先頭に立つとなかなか……。人民主党や他の政党との関係もあるからね。それで労働組合がまず呼びかけなさいということで、そして呼びかけを赤嶺

委員長にやってもらった⁽⁷⁾。実際、前章でのべたように、一九五八年一月の那覇市長選挙では、人民党の推す兼次佐一（社大党元那覇支部長）と、社大党の推す平良辰雄（社大党元委員長）とが真っ向から対立し、両党は明確な対立関係に入っていた。また、那覇市長に当選した兼次を党首に据えて同年二月に結成された沖縄社会党は、その後市政運営や労働運動の主導権をめぐって、これまた人民党との間で明確な対立関係に入っていたのである。

こうして人民、社大、社会の三政党が対立するなか、復帰運動の組織化は、主として労働組合や民間団体の幹部らの間で進められていくことになる。一九六〇年に入ると正月から、官公労幹部らの間では組織構築についての話し合いが密に行われるようになるが、その話し合いの中心メンバーとなったのは、官公労委員長の赤嶺武次、副委員長の糸州一雄、宣教師長の亀甲康吉、そして沖縄教職員会政経部長の福地曠昭らであった。⁽⁸⁾ この赤嶺らの呼びかけに応じて二月一七日には、一六団体の代表が集まって第一回「復帰協」結成準備会（準備会委員長糸州一雄）が開かれることになる。同準備会はその後四回にわたって会合を開き、会則案や構成団体、そして会費負担額などを次々と決めていった。かくして四月二八日、祖国復帰運動を担う中心的組織となる復帰協が、教職員会、官公労、沖青協の三団体を世話委員として、社大、人民、社会の革新三政党、労働組合、そして民間団体など合わせて一七団体から成る超党派の組織体として発足することになる。⁽⁹⁾

この復帰協が結成される前、糸州ら準備委員らは、「親米政党」である沖縄自民党にも参加を呼びかけている。当初沖縄自民党は、「復帰協」結成の趣旨に賛同し、結成準備会に参加するが、二回目の準備会に出たあと同党は、「民族運動というものは、反米に傾きがちな傾向があり、それでは復帰を促進させるどころか、日米琉の相互信頼の上に重大な障害を与えるものだと思う」とのべて、復帰協への参加を断ることになる。⁽¹⁰⁾

この結成準備会に参加した沖縄自民党事務局長の大城朝亮は、のちにこの復帰協不参加について、次のように証言している。「復帰という分母が同じだったから一緒になっていたのです」。「ところが、話し合っているうち復帰に向けての運動や方法論で食い違いが出てきた。分母は同じでも分子が違ってきた」⁽¹¹⁾。日米沖三者間の「政治的話し合い」によって漸進的に「祖国との一体化」を図っていかうとした沖縄自民党にとって、準備委員会が重視するいわゆる「大衆運動」路線は、受け入れ難いものであったのである。⁽¹²⁾

このように沖縄自民党の不参加によって革新色を色濃くした復帰協ではあったが、結成当初同協議会は、沖縄の米軍基地に対してどのような態度をとっていたのであろうか。のちに米軍基地の問題を大きく取り上げた復帰協からすれば、やや以外な感を受けるが、同協議会は基地問題への態度を明確にはせず、意識的にこの問題を排除したのである。⁽¹³⁾これについて復帰協調査研究部長の福地曠昭は、「基地に賛成する政党や団体を網羅したため」に基地の問題を復帰運動の場に持ち込まなかった、と回想している。⁽¹⁴⁾つまり、復帰運動を誰にでも参加できる幅広いものにしていかうとした復帰協は、各政党や諸団体で見解が一致する「復帰」問題のみを取り上げて、内部対立の芽となりうる「基地」問題については、これを復帰協の場から排除したわけである。

こうした状況のなか、米軍基地の問題は復帰協の場ではなく、沖縄原水協の場で取り扱われることになる。福地曠昭はこれについて、「復帰協では復帰にだけ絞って、基地問題についてはほぼ完全に沖縄原水協に移した」、と述懐している。⁽¹⁵⁾すなわち「復帰」問題は復帰協が取り扱い、「基地」問題は沖縄原水協が扱うという、いわゆる役割分担が行われたのである。

ただ、その復帰協に代わって「基地」問題を担当した沖縄原水協にしても、当時はまだ全面的な「基地撤去」方針

を打ち出すまでには至っていなかった。沖縄原水協初代理事長の中根章の証言によると、当時中根ら原水協執行部は、「基地の全面撤去」方針を打ち出す意向を持っていたが、これに琉球民主党（沖縄自民党の前身）が「絶対反対」した⁽¹⁶⁾というのである。中根によれば、琉球民主党の基地に対する見解は、「原水爆基地」についてはそれを「沖縄に置いてはいかん」というものであったが、基地の全面撤去までは考えていなかったという。そこで中根ら執行部は、この琉球民主党の立場に配慮して、結局のところ「基地の全面撤去」ではなく、「原水爆基地の撤去」という方針で、原水協の方針を抑えるのであった。

このように「基地」問題を直接担当した沖縄原水協にしても、当時はそうした方針を掲げるにとどまっていたが、一九六三年に入ると、基地問題を排除していた復帰協においても、その運動方針のなかに「沖縄の原水爆基地を撤去させる」、という文言が挿入されることになる⁽¹⁷⁾。しかしこの方針が挿入されたからといって、復帰協内部で意見の一致があったかという点、決してそうではなかった。復帰運動の指導者の一人であった亀甲康吉は、次のようにのべている。「原水爆基地撤去ということよりは『施政権を返せ』という運動の方がより幅広く結集できる。しかし（中略）『原水爆基地を撤去すれば施政権は自ら返るんだ』という議論を持ち込まれると、いまの復帰協の体質としてこれを消化できない。最近の足並みの乱れもこの辺にあると思うんです」⁽¹⁸⁾。

このように様々な団体が加盟する復帰協では、運動を幅広いものにするために、まだ見解が一致していない基地問題を取り上げることにについては、強い抵抗感があったのである。しかしその復帰協にしても、六〇年代中盤以降になると、基地問題を避けては通れない状況下に置かれることになる。六四年に発足した佐藤政権が沖縄返還問題に積極的に取り組むようになったことや、北爆を契機にベトナム戦争が本格化したことなどによって、復帰協は基地問題か

ら目を逸らすことはできなくなっていったのである。

この復帰協の基地問題への態度については、後ほどのべるとして、まずはその背景の一つとなった佐藤政権の沖縄返還問題への取り組みと、それに対するアメリカ政府の対応についてみておくことにする。日米両政府は沖縄返還問題を検討するにあたって、果たして沖縄の米軍基地をどのように捉えたのであろうか。

二 佐藤政権の沖縄返還模索とアメリカの対応

佐藤政権が沖縄の施政権全面返還に向けて本格的に動き出すようになるのは、佐藤の首相就任（一九六四年一月）からおよそ二年数ヵ月後の一九六七年に入ってからのことである。⁽¹⁹⁾ 同年一月一九日、佐藤は選挙遊説先の滋賀県大津市で森清総務長官の提唱した教育権の分離返還論を否定し、施政権の全面返還をめざしていく旨のべたのである。しかしその佐藤および周辺では、すでに六四年七月の自民党総裁選挙のころから、政権を獲得した際には沖縄の「施政権返還を文書をもって正式に米国に要求する」ことを考えていた。⁽²⁰⁾ また、池田隼人の後を継いで同年十一月に首相に就任した佐藤は、翌六五年一月二二日、リンドン・B・ジョンソン (Lyndon B. Johnson) 米大統領との首脳会談において、沖縄の「施政権の返還が沖縄住民のみならず、日本国民全体の強い願望である」ことを伝えている。⁽²¹⁾

このように佐藤はこれまでの歴代総理よりも強い意欲を持って沖縄返還問題に取り組む姿勢をみせたが、しかし施政権発足当初の優先課題は、沖縄における自治権の拡大や、日本政府援助の拡大などであった。その証拠として佐藤は、先のジョンソン大統領との首脳会談において、沖縄返還に対する日本国民の強い願望を伝えたあと、次のように沖縄における自治権拡大の必要性を訴えている。佐藤はいう。「当面は自治権を拡大し、沖縄住民の政治的、社会的自由

の確保に努力することが、米国の軍事基地運営のため住民の協力をうる所以である⁽²²⁾。

またこのジョンソンとの会談からおおよそ七ヵ月後の八月一九日、佐藤は現職の総理として初めて沖縄を訪れ、あの有名な「沖縄の祖国復帰が実現しない限り、わが国にとって『戦後』が終わっていない」というステートメントを那覇空港で発表するが、その後開催された琉球政府主催の歓迎大会では、教育援助の拡大や社会福祉制度の整備、そして経済援助の拡大などについて努力する旨を約束している⁽²³⁾。

実際、佐藤はこの沖縄訪問のあと、直ちに沖縄問題閣僚協議会を設置し、同年九月一日の第一回会合では、義務教育教員給与の二分の一国庫負担や、義務教育教科書の無料配布、そして福利厚生施設の強化など、沖縄援助の基本方針を決定している。そしてこの方針に基づき同年一月二日の第八回日米協議委員会では、義務教育教員給与の二分の一国庫負担を含む五八億九〇〇〇万円の日本政府援助を米側に認めさせている⁽²⁴⁾。

このように佐藤は、政権獲得からしばらくの間、沖縄の施政権返還に強い意欲を持ちながらも、まずは当面の課題として、日本政府援助の拡大などに努めたのである。しかしその佐藤が沖縄の施政権返還に向けていよいよ本格的に動き始めるようになるのは、前述したように、一九六七年に入ってからのことであった。

しかし、アメリカとの協議に入るにあたって佐藤政権が問題としたのは、施政権返還後の「沖縄の基地の態様」をどうするのか、ということであった⁽²⁵⁾。そもそも沖縄の米軍基地に対する佐藤の認識は、政権発足当初から、それが日本を含む極東の安全にとって重要な役割を果たしている、ということで一貫していた。前出した六五年一月のジョンソン大統領との首脳会談で、佐藤が「沖縄における米軍基地の保持が極東の安全のために重要であることは十分理解している」と明言したことは、そのことを端的に示している⁽²⁶⁾。佐藤にとってアメリカが沖縄の米軍基地をしっかりと

保持することは、日本を含めた極東地域の安全にとって最も重要なことであったのである。

佐藤が自国の安全保障に対し特に大きな関心を持ち始めたのは、隣国中国が核およびミサイル開発を推し進め、自国の安全保障にとって大きな脅威になってきたことがあったといえる。佐藤政権発足の僅か数週間前、すなわち六四年一〇月一六日、中国は原爆実験成功の報を世界に流すが、その三年後の六六年一〇月、こんどは核弾頭搭載中距離ミサイルの着弾実験にも成功している。さらに翌六七年六月には、同国は水爆実験まで成功させるのであった。こうした中国の推し進める核およびミサイル開発に対して佐藤は、自国の核保有について思い描くこともあったが、現実にはアメリカの「核の傘」(核抑止力)によって自国の安全を確保する道を選択し、アメリカに対して「核の傘」の保証を含む国防衛へのコミットメントを要求するのであった。⁽²⁷⁾

このように自国と極東地域の安全保障に大きな関心を抱いていた佐藤にとって、アメリカが沖縄の米軍基地を今後もしっかりと保持することについては、何の疑念もなかったのである。いや疑念がないばかりか、佐藤にとってはそれが最も重要かつ必要なこととして認識されていたのである。ただ問題は、極東における沖縄の「軍事的役割」と、施政権返還の「国民的願望」をいかに「調整」するのか、というところにあった。そしてその際の問題の核心は、施政権返還後の「沖縄の米軍基地の地位」をどうするのか、ということにあったのである。⁽²⁸⁾

この問題に対して佐藤政権下の三木武夫外務大臣は、六七年七月一五日、アレクシス・ジョンソン (U. Alexis Johnson) 駐日アメリカ大使との会談で、アメリカ側が「沖縄の基地に要求する最小限度」の「要件」は一体何なのか、と尋ねている。⁽²⁹⁾これに対してジョンソンは、「問題は米側が何を望むかではなく、日本が何を望むかである」と返答したうえ、沖縄からの米軍の戦闘作戦行動についてこうのべている。「米国が沖縄から在来戦力(通常戦力)を

オペレートし得たということが、中共に対する抑止力となってきたのである。米国がこれをなし得ないならば、抑止力は減少することになる」(括弧は筆者)。つまりジョンソンは、「中共がラオス、タイ、等に大規模な在来兵力による侵略」行った場合、「現在では米国が沖縄から中共内の補給路を攻撃する」ことが可能であるとのべたうえで、それを「中共が知っていることが、中共を抑制している」、と説明したのである。

このように沖縄からの戦闘作戦行動の自由が中国の侵略行為を抑制している、とのべたジョンソンは、もし沖縄の施政権が将来返還されることのあった場合、日本政府は事前協議に際して「positive consentを与えなければならぬ」と三木に伝えるのであった。

続けてジョンソンは、沖縄への核兵器配備の問題についても言及している。すなわちジョンソンは、仮にポラリス(核搭載潜水艦)から戦略核ミサイルを発射すれば、これが「世界の破滅」を招くことは中国も知っているので、彼らは「われわれがポラリスを使用する勇気を持っていない」と認識するかもしれない、とのべたうえで、こう三木に告げている。「これは、いわゆる credibility の問題であり、このことからポラリスに至らない核兵器(戦術核兵器)の必要が生じるわけである」(括弧は筆者)。このようにのべたジョンソンは、戦術核兵器を「沖縄から取去ることはできない」とのべつつも、それによって「中共に対する抑止力は減少されるであろう」、と説明するのであった。

このように駐日大使のジョンソンは、中国の脅威を持ち出したうえで、核兵器と基地の自由使用に関する問題を日本側に提起したのである。このジョンソンとの会談を通じて外務省事務当局は、問題の焦点がやはり施政権返還後の「沖縄の米軍基地の地位」にあることを、とりわけ上記二つの問題にあることをはっきりと認識するのであった。

このジョンソンとの会談を受けて事務当局は、八月八日、佐藤首相との打ち合わせの場で、次のような認識を佐藤に示している。⁽³⁰⁾「(一) 沖縄の施政権返還の鍵は、沖縄の基地の使用について『現状どおり』と『本土並み』の間に日米双方が満足し得る取極をなし得るや否やである、(二) 『現状どおり』と『本土並み』の間のもっとも重要な相異は、(イ) 核弾頭及び中距離ミサイルの持込み、並びに同ミサイルの発射基地建設、および(ロ) 戦^{ママ}斗作戦行動のための基地使用とわが方との事前協議の対象とするや否やにある」。こうした認識を示したうえで事務当局は、佐藤に対し、次のような進言を行うのであった。「米側との交渉にあたっては、基本的には核兵器に関する事項は事前協議の対象とするよう極力努力するも、戦^{ママ}斗作戦行動については少なくとも極東の情勢に好転(ある)までは事前協議の要なきこととするだけの腹づもりが必要である」(括弧は筆者)。

これに対して佐藤は、「沖縄の施政権返還は高次の政治的判断を要する問題」なので、その腹づもりはみずからが「決定する」こと、よって事務当局は「予め腹づもりを云々することなく、施政権返還を強く要求」し、「米側の施政権返還に対する条件を探究」すべき、と指示を出すことになる。佐藤にしてみれば、やはり問題は「米側が何を望むか」であって、「日本が何を望むか」ではなかったのである。「極東における抑止力としては、何と云っても米側が主体なのであるから、沖縄基地のあり方についても、まず米側からその希望を切りだすよう仕向けるべきである」、というのが佐藤の言い分であった。

このように佐藤から明確な指示を受けて外務大臣の三木は、九月一六日、ディーン・ラスク (Dean Rusk) 国務長官と会談し、もっぱら沖縄返還を要求するとともに、アメリカ側からその返還のための条件を引き出すことを追⁽³¹⁾求めることになる。しかしこれに対してラスクは、アメリカが日本を守っているという根本的な現実を突きつけて、

次のように主張している。「米国は日本に対し、安全保障上のコミットメントをしている。これに対し日本は、自国の防衛に関するものを除き、米国に対し安全保障上のコミットメントはしていない。われわれは、日本に対し開戦後一時間に一億の米国民の生命を賭けることを誓約しているのである。自分がゴルフをしているときでも、常に傍らに無線受信機がある」。

両者がこのような態度をとったため、施政権返還後の在沖米軍基地の地位に関する協議は平行線をたどり、全く進展をみせなかった。そこでアメリカ局長の東郷文彦ら事務当局は、「兎も角従来の共同声明での『極東情勢の変化待ち』から一步踏み出して施政権返還と云う基本方針を確認」することに、その目標を定め直すことになる。ここで東郷が「極東情勢の変化待ち」とのべているものは、一九五三年一二月の奄美返還の際、ダレス國務長官が発した「極東に脅威と緊張の条件が存在するかぎり、残りの琉球諸島（中略）において、米政府が現在の権限権利を行使しつづける」という声明を念頭に置いたものであった。⁽³²⁾

しかし、一方の佐藤首相は、「極東情勢の変化待ち」から抜け出すだけでなく、何とか沖縄返還の時間的目途をつきたいと思い、みずからの諮問機関である沖縄問題等懇談会（座長大浜信泉）⁽³³⁾の打ち出した次の方針、すなわち「ここ両三年内に施政権の返還時期を決定することの合意をみることに望ましい」という方針を採用し、その方向で来る一月の日米首脳会談に望むことを決意するのであった。そしてこの「両三年内」というタイム・スケジュールの設定をアメリカ側に認めさせるために、佐藤が当時京都産業大学の教授であった若泉敬を「密使」としてワシントンに送り、外務省とは別ルートで交渉を進めたことは、今ではよく知られた事実である。⁽³⁴⁾

三 佐藤・ジョンソン会談（一九六七年十一月）

さて、一九六五年の第一回会談に続く二度目の日米首脳会談が開かれたのは、六七年十一月のことである。同月四日午前に行われたジョンソン大統領との会談で佐藤は、ポンド防衛やベトナム戦争に対するアジア諸国の態度等について意見を交わしたあと、沖縄返還問題を次のように切り出している。⁽³⁵⁾「緊迫した国際情勢を話した挙句、沖縄、小笠原を持ち出すのは理解しにくいかもしれないが、国民はこぞって返還を強く要望しており、これは今や国民的願望となっている。しかし、すぐ返せというのではない。即時返還を要求しているのは社会党だけであり、自分はそういうことは言わない。自分は一〇〇万近い日本人が日本に復帰したい気持ちは尊重せねばと思う」。

沖縄返還問題をこう切り出した佐藤は、続けてジョンソンに次のようにのべている。「一方、総理として、日本、極東の安全保障を考えるのは当然である。この問題と沖縄、小笠原の返還は同時に考えられる」。「今日のようにヴェトナムの戦いがあり、中共が核武装している最中に沖縄の基地をなくすことが考えられないのはもちろんである。しかし、適当な時期に復帰できないものかと思っている。これが、戦略的な安全保障を阻害しないできないか」。

つまりここで佐藤は、日本を含む極東の安全保障の観点からみて、「沖縄の基地をなくす」ことなど全く考えられないことをジョンソンに伝えたうえで、しかもアメリカの「戦略的な安全保障を阻害」することなど考えていないことを彼に伝えたうえで、沖縄・小笠原の返還問題を持ち出したのである。

佐藤がこのように沖縄返還問題よりも日本の安全保障の問題をより重視していたことは、ジョンソンに対する佐藤の次の発言をみても明らかである。「沖縄、小笠原より全体の安全保障体制はもっと大切である。日本は核能力を持っていない。そこで、米国の核の傘の下に安全保障されている。長期にわたる日本の安全保障がどういう形をとる

かは研究する。現在の安全保障の取決めが長く続くことは絶対に必要である。こういう基本的な考えの下に、沖縄、小笠原返還までに、軍事基地、その他の問題で何ができるか国民を教育することを考えている」⁽³⁶⁾。

佐藤はこのような日本の今後の安全保障の在り方やそれに関連した沖縄の米軍基地の在り方を検討していくとのべたうえで、沖縄返還のタイム・スケジュール設定の問題をジョンソンに持ち出している。佐藤はいう。「オリンピックをやるといって、いつやるのかがはっきりしているから準備ができる。EXPOも同じである。沖縄、小笠原について、target dateがないと準備が困難である。具体的に何時と言えないのは分かるが、この二、三年のうちにいつ返せるかと目途をつけられないか。dateではなくtimingのことである」。佐藤は会談の最後に、「in a few yearsに、両国の満足しうる返還の時期に合意することを目的として」と書いた紙片をジョンソンに手渡し、共同声明の案文としてこれを「考えてみてくれ」と要望している（のちにこのin a few years「両三年内」という表現は、首脳会談後に発表された日米共同声明のなかに取り入れられる）。

こうした佐藤の要請に対してジョンソンは、「具体的なtimingやdateはわれわれにとって問題であろう。しかし、日本が経済その他でthat part of the worldにおける責任を引き受けられるならば、we can work in that。ラスク、マクナマラに日本として何ができるかを話してほしい」と返答している。つまりここでジョンソンは、佐藤の提起した沖縄返還問題に絡めて日本の責任分担の問題を持ち出したのである。

同日午後に行われたロバート・S・マクナマラ（Robert S. McNamara）国防長官との会談では、この日本の責任分担の問題や、沖縄基地に関する問題などが、より具体的かつ率直な形で話し合われることになる。まず日本の責任分担の問題についてマクナマラは、「米国民は、自由世界防衛の責任を負いたがらなくなってきた。Impatient

になってきている。したがって、日本がわれわれを援助してくれることは非常に大切である。財政的な意味においてというよりも、自由世界の防衛に対する日本の参加が大切なのである」と指摘している。⁽³⁷⁾これに対して佐藤は、「日本は軍事的援助は一切出来ない。これは米国政府も理解されていると思う。そこで、せめて経済財政的役割を果たしたい」とのべて、マクナマラの見解に反論している。

これに対してマクナマラは、「総理のリーダーシップの下に、アジア諸国の経済開発のための日本の役割が増大していることを喜んでいいる。今後とも、その役割を増大されることを希望している」と返答するも、再度次のようにいって、将来日本が軍事的な役割をも担うことを希望するのであった。マクナマラはいう。「日本が、今後とも経済的、政治的な、そして究極的には軍事的な役割をも増大していくことは、両国の利益に合致する」。

またマクナマラは、沖縄の基地に関しても、次のように興味深い発言を佐藤にしている。「これら諸島〔琉球諸島〕はいずれ返還されることとなっている (They are bound to return)。従って、問題は返還にあるのではなく、米国の基地にある。中共の核脅威に対処すること、安保条約、核のブラックメールに対する非保有国の保護等、一連の問題の unwritten premise は、保護を受ける側が、保護する側との共通の利益のため、保護する側が必要な行動をとることを可能にするということである」(一) 部分は筆者によるもの。(二) は引用文のまま)。つまりここでマクナマラは、「保護を受ける側」すなわち日本側が、「保護する側」すなわちアメリカ側の必要とする基地使用を認めるべきだ、と佐藤に訴えたわけである。

さらに続けてマクナマラは、「米国民は、われわれがこの地域で日本の支持、すなわち、行動に対する政治的黙認なしに operate することを決して許さないであろう」とのべるとともに、「日本が核の持ち込み、作戦行動の自由を

許すのが困難であり、時間がかかるのは知っているが、国民が、それが自分の安全保障のためであると納得すれば、（日米両政府はこの沖縄への核持ち込みと基地の自由使用で）合意することができよう。核、琉球、安保体制は相關関係にある。今後、共同して検討したい」（括弧は筆者）と佐藤にのべるのであった。

このように沖縄への核持ち込み問題や基地の自由使用問題をマクナマラから提起された佐藤は、「今の前提の話は分かる。総理として、日本は極東の安全の中に自らの安全を確保すべきと考える」とのべつつも、「今の状態で核基地、自由使用を議論するのは早い。（沖縄が）返ってくる時までには議論が尽くされればよい。今は議論が先走っている」（括弧は筆者）とやり返すのであった。

この佐藤とマクナマラとの会話のやりとりには、施政権返還後の在沖米軍基地の在りようとしてアメリカが何を望んでいるのかということや、今後の日米交渉のなかで何が最大のポイントとなるのかが端的に示されていた。後述するように、一九六九年に入って本格的に始まる沖縄返還交渉では、この核持ち込み問題と基地の自由使用問題が最大の争点となるのであった。

以上、こうした佐藤の登場によって沖縄返還問題が急速に日米間で、また日本国内でクローズアップされてくるなか、沖縄現地の指導者たちは、これにどう反応したのであるか。次節では、この沖縄側の反応を復帰協の動きに焦点をあてて、みていくことにする。佐藤が日本を含めた極東の安全のために在沖米軍基地の軍事上の役割を認め、その米軍基地をアメリカが今後もしっかりと保持していくことを望んだのに対し、復帰協は果たしてこの基地の問題について、どう捉えたのであろうか。

第二節 祖国復帰運動と「基地問題」

一 復帰運動の盛り上がり

佐藤の登場によって六五年以降沖縄返還問題がこうして政治・外交問題としてにわかにクローズアップされるなか、沖縄における復帰運動は如何なる動きをみせたのであろうか。六五年以降の復帰運動を大きく分けると、次の二つの流れがあったといえる。一つは復帰運動が高まっていく流れであり、いま一つは復帰運動に「基地問題」が付与されていく流れである。第一の流れは、佐藤の沖縄訪問に対する抗議行動（一九六五年八月）、「教公二法阻止」闘争（一九六七年二月）、第二次佐藤・ジョンソン会談に対する抗議行動（同年十一月）、そして「即時無条件全面返還」を唱えた屋良朝苗の行政主席当選（一九六八年二月）と、復帰運動が急激に高まっていく流れを指す。第二の流れは、「基地問題」が復帰協内部で最大争点の一つとして浮上し、この問題をめぐって復帰協がジレンマに陥る流れを指す。この二つの流れが最終的に交錯する地点が、六九年の「二・四ゼネスト」計画であった。この「二・四ゼネスト」計画については後述することにして、まずは第一の流れからみていくことにしよう。

佐藤栄作が首相として戦後初めて沖縄の地に足を踏み入れたのは、前述の通り、日本の敗戦からちょうど二〇年後の六五年八月一九日のことである。この佐藤の沖縄訪問に対して復帰協は、一ヵ月ほど前から執行委員会を開いて協議を重ね、最終的には佐藤に対して「抗議」行動をとることを決定している。⁽³⁸⁾ 日本政府は沖縄を戦後二〇年間「米国の軍事的植民地支配下に放置し、原水爆基地としてたえず戦争の恐怖の中にさらしてきた」、というのが復帰協の主な「抗議」理由であった。⁽³⁹⁾ 復帰協は佐藤が訪沖したその日の晩、約五万人を動員して「祖国復帰要求県民大会」を開

催し、予定通り佐藤への「抗議」行動を行うが、大会終了後、そこから流れた一万人を超える人々が首相宿舎となる東急ホテル前で「抗議」デモを展開し、結局のところ佐藤は不測の事態を避けるために、米軍施設内の迎賓館で一夜を明かすことになる。

この佐藤に対する「抗議」行動を契機に復帰運動は徐々に高まりをみせ始め、六七年に入るや、その高まりを一気に加速させる。例えば、佐藤訪沖の際に開かれた祖国復帰県民大会や翌六六年四月二八日に開かれた祖国復帰県民大会（以下「四・二八」県民大会ともいう）には、約五万人の人々が参加したのに対して、この六七年の「四・二八」県民大会には、これまでの二倍の約一〇万人の人々が参加している。⁽⁴⁰⁾ 復帰運動がこのように六七年に入って急激な盛り上がりを見せるようになった背景には、少なくとも次の三つの出来事があったといえる。まず第一は、日本政府が沖縄返還に向けていよいよ本格的に動き出したということ、そしてそれに呼応する形で日本国内でも沖縄返還を求める世論が急速に高まり始めたということである。日本本土におけるこうした動きに連動する形で、沖縄における復帰運動も急激に高揚していったといえよう。

第二は、前年（一九六六年）八月に基地労働者でつくる全沖縄軍労働組合、通称全軍労が正式に復帰協に加盟したということである。沖縄で最大の組織力を誇る全軍労が復帰運動に本格参入したことによって、しかも基地内から復帰を叫ぶ声が本格的に上がってきたことによって、沖縄における復帰運動はいよいよその勢いを増すことになったのである。この全軍労が復帰協に加盟したことの持ついま一つの意味については、第二の流れのなかで説明したい。

最後に第三の背景として考えられるのは、六七年一月から二月にかけて繰り広げられた「教公二法阻止」闘争がある。⁽⁴¹⁾ 琉球政府から立法勧告を受けた教公二法（地方教育区公務員法と教育公務員特例法）案が立法院で実質的な審議

に入っただのは、同年一月のことである。教職員の政治行動を規制する諸条項が組み込まれたこの教公二法案に対し、教職員会をはじめとする沖縄革新勢力は真っ向から反対した。一方、保守政党の沖縄民主党（沖縄自民党とそこを脱党した勢力〔沖縄自由党〕が再び合同してできた政党。一九六四年二月に結成。党首は第四代行政主席の松岡政保）からすれば、教公二法案の立法化は、敵対する革新勢力のなかでも顕著な影響力をもつ教職員会の政治行動を抑えるためにも、是が非でも実現したいものであった。

かくしてこの教公二法案の立法化をめぐる問題は、両者一步も退くことのできない重要案件として、政治過程に浮上してくることになる。同二法案の立法かその阻止かをめぐる全面対決のクライマックスは、二月二四日の日に訪れた。沖縄民主党が同二法案の立法化を狙って本会議を開催しようとしたのに対し、これまで阻止行動を展開してきた革新勢力は、二万人余の阻止団を動員して本会議開催阻止の構えをとった。午前一〇時頃、早朝から小競り合いを続けてきた二万人余の阻止団と九〇〇人余の警察官とが激しく衝突し、数で優る阻止団が次々と警察官を排除していき、ついに立法院前を包囲する。そして二万人余の阻止団が院外を囲むなか、院内の革新議員団と沖縄教職員会の屋良朝苗らが与党沖縄民主党の議員団に同二法案の廃止を強く迫り、結局のところ午後六時過ぎ、沖縄民主党は阻止団の圧力に屈する形で「廃案協定」に調印するのであった。

「議會制」の枠を大きく超えて展開されたこの保革全面対決は、こうして革新勢力の勝利に終わった。教公二法案の立法化によって教職員の政治行動を抑えようとした沖縄民主党の意図は挫かれることになり、逆に革新勢力の勢いはこれを機に、ますます活性化されていくことになる。この教公二法案を廃案に持ち込んだ大衆闘争の強力なエネルギーは、それから二ヵ月後の復帰協主催「四・二八」県民大会（約一〇万人参加）に直結し、さらには同年一月の

佐藤・ジョンソン会談に対する復帰協の「抗議」行動へと連動していくのであった。

佐藤・ジョンソン会談が行われたのは、前述したように、十一月一四日から一五日にかけてのことであるが、復帰協はこの日米首脳会談が開かれるおよそ二週間前（十一月二日）、約一〇万人を動員して「即時無条件全面返還要求県民総決起大会」を開催し、訪米準備中の佐藤に対し「抗議」行動を展開した。復帰協は、訪米する佐藤の政治的意図が「沖縄の現状固定化」にあるとして、これに激しく「抗議」したのである。⁽⁴²⁾ここで復帰協がのべた「沖縄の現状固定化」とは、沖縄の米軍基地の現状固定化のことを意味していた。つまり復帰協にしてみれば、日本政府の進める「核付き返還、基地の自由使用を認めた返還論」⁽⁴³⁾は、米軍基地の現状を認めたくえでの施政権返還を意味し、米軍基地がそのまま基地機能を変えずに沖縄に存続するという意味では、それは「沖縄の現状固定化」である、というわけである。ここで注目したいのは、復帰協がこれまでのように日本政府の「沖縄返還」への消極的態度に「抗議」したのではなく、沖縄返還の具体的内容、すなわち返還時の「米軍基地の態様」について「抗議」したということである（この復帰協の基地に対する態度は、第二の流れのなかで論じる）。

さて、佐藤・ジョンソン会談の結果、「両三年内」に返還時期の目途をつけるとした日米共同声明が発表されるが、復帰協はすぐさま「抗議声明」を発表し、この共同声明が「沖縄基地の重要性を改めて確認」したこと、そして沖縄返還そのものの時期が何ら明らかにされていないことを厳しく非難する。⁽⁴⁴⁾そして十一月二〇日には、約七万人を動員して抗議県民大会を開催し、日米両政府の姿勢を激しく「糾弾」するのであった。⁽⁴⁵⁾

翌六八年に入っても、この復帰協の主導する復帰運動の盛り上がりは、とどまるところを知らなかった。同年四月二八日に開催された「四・二八」県民大会は、これまでで最高の約一六万人の人々が参加し、沖縄の祖国復帰を力強

く叫ぶことになる。⁽⁴⁶⁾この県民大会のおよそ二週間前(二月一日)、フェルディナンド・T・アンガー(Ferdinand T. Unger)高等弁務官が、来る一月に主席公選を実施する旨発表し、沖縄側を驚かせる。「四・二八」県民大会がこれほどまでに盛り上がりをもせたのは、沖縄住民が長く待ち望んでいたこの「主席公選」がついにその実現をみたことが大きな要因としてあったといえる。復帰運動のこの強力なエネルギーは、その後すべて一月の「主席公選」に注がれていくことになる。

革新勢力が行政主席の候補者に推したのは、沖縄教職員会を長年にわたり率いてきた屋良朝苗であった。同会会長に就任する前、沖縄群島政府文教部長や沖縄諸島祖国復帰期成会会長などを歴任し、さらに復帰協結成の際には、その会長にも推されたことのある屋良は、沖縄革新勢力にとって、まさに「切り札」ともいえる存在であった。屋良は初め行政主席選挙への出馬を渋ったが、四月三日、革新勢力の強い要請を受けてついに出馬を決意する。一方、保守政党の沖縄自由民主党(沖縄民主党が六七年一二月に党名を変更。以下、沖縄自民党という)が候補者に推したのは、屋良の教え子であり、那覇市長であった西銘順治である。かくして「即時無条件全面返還」、「基地・安保条約反対」などを掲げた屋良と、「本土との一体化施策の強力な推進」、「一九七〇年までの復帰の目途づけ」、「基地の本土並み」などを掲げた西銘との間で、熾烈な選挙戦が繰り広げられることになる。

一月一日に行われた選挙の結果は、二〇万六〇一一票を獲得した西銘に対し、屋良がそれを三万票あまり上回る二三万七五六五票を獲得し、大差で勝利した。⁽⁴⁷⁾まさに屋良の圧勝ともいえる選挙結果であった。

こうして「即時無条件全面返還」を掲げた屋良を行政主席へと押し上げていった復帰運動の盛り上がりは、この屋良の主席誕生から僅か九日後に起こった戦略爆撃機B-52の墜落爆発事故を契機に、その「B52撤去」を求める

大衆運動とも連動し、さらなる高まりをみせることになる。しかしこれについては後述することにして、次に、本節最初に挙げた第二の流れ、すなわち復帰運動に「基地問題」が付与されていく流れをみていくことにする。

二「基地撤去」論争と全軍労

復帰協執行部が「軍事基地の撤去」が盛り込まれた運動方針案を提起したのは、六六年二月三日の復帰協第一回定期総会においてである。⁽⁴⁸⁾ 復帰協が結成当初「基地問題」を復帰運動の場から排除し、六三年に入ってようやく「原水爆基地撤去」を打ち出したことについては前述した通りだが、この第一回定期総会で復帰協執行部は、その「原水爆基地」以外の基地についても全て「撤去」すべし、という方針を提起したのである。同執行部が「原水爆基地撤去」に代えて全ての「軍事基地撤去」を提案した理由の一つには、復帰協調査研究部長福地曠昭いうところの、いわゆる「ベトナム問題」があった。⁽⁴⁹⁾

六五年二月、アメリカは北爆を契機にベトナム戦争に本格介入するが、これに伴い沖縄の米軍基地も活発に機能し始める。沖縄米海兵隊の南ベトナム派遣（同年三月）、戦略爆撃機B-52の南ベトナムへの直接出撃（同年七月）、そして軍事演習の活発化などは、その一例である。⁽⁵⁰⁾ 在沖米軍基地がこのようにベトナム戦争に深く結びつけられていくにすぎない、沖縄住民は戦争に巻き込まれるのではないかという不安と恐怖を募らせていき、また軍事演習に伴う事故や米兵による犯罪も多発し、生命と財産に対する沖縄住民の不安と恐怖は増大していったのである。⁽⁵¹⁾ 復帰協執行部が「基地撤去」を提起したのは、ベトナム戦争を契機に深刻さを増してきた、こうした様々な「基地問題」を避けて通ることができなかったからである。

復帰協執行部を「基地撤去」に走らせたいま一つの理由には、保守沖縄民主党が打ち出したいいわゆる「分離復帰論」があった。六五年九月、沖縄民主党は来る十一月に行われる第七回立法院選挙に臨むにあたり、党の基本政策の一つとして、「基地と施政権の分離による」復帰構想を打ち出すことになる。⁽⁵²⁾これによって事実上「原水爆基地」以外の全ての「基地」を容認したうえでの「施政権」の日本復帰を求める復帰協の「復帰論」は、「基地」を容認したうえでの沖縄の「施政権」復帰を求める沖縄民主党のそれと、それほど大きな違いはなくなってしまったのである。そこで復帰協執行部は、「基地」の存在を容認する沖縄民主党の「分離復帰論」との違いを明確に出すためにも、この六六年度運動方針案のなかに「基地撤去」を挿入したわけである。⁽⁵³⁾

しかしこれに対して県労協（沖縄県労働組合協議会。一九六四年に発足。議長は亀甲康吉）加盟の全通労、官公労、そして全日海（全日本海員組合）沖縄支部の代議員らは、この「基地撤去」方針案に反対を表明することになる。全通労代議員の亀甲康吉（全通労委員長・県労協議長）は、「文面からすると（中略）基地撤去が前面に出ざるを得ません。そうなるに従来のたたかいの転機になるのではないでしょうか」と執行部に問い糺し、また官公労代議員の糸州一雄（官公労委員長）も、「県労協は全軍労が加盟していますので、これ（基地撤去方針）を問題視しております。軍労働者の間では原水爆基地の撤去についても抵抗があるほどですから（中略）。それで、運動をよりはばひろくするために、『軍事基地の撤去』は昨年年みの文章にしてほしいと思います」（括弧は筆者）と主張するのであった。⁽⁵⁴⁾結局のところ執行部は、この亀甲や糸州らの意見を受け入れて、「基地撤去」方針を撤回し、昨年と同じ「原水爆基地の撤去」という表現に運動方針をとどめるのであった。

この「基地撤去」論争のなかで沖縄最大の組織力を誇る全軍労が重要なファクターとして登場してきたことは、重

要である。なぜなら、以後三年間も続くこの「基地撤去」論争は、この全軍労問題を中心に進められていくからである。

基地労働者でつくる全軍労が沖縄最大の組織へと成長したのは、六五年以降のことである。六一年に基地内労組の連合組織として出発し、六三年に単一組織へと改組した全軍労は、その六三年当時、組合員数は約五八〇〇人で、それより四〇〇人ほど上回る官公労が全軍労を抜いて労組ナンバーワンの勢力を誇っていた。⁽⁵⁵⁾しかしこれが六四年に入ると、全軍労が約六八〇〇人となり、約六五〇〇人の官公労を追い越すことになる。そして六五年以降になると、その両者の差は一層大きくなる。すなわち、官公労の組合員数が六五年以降緩やかに伸びていき、六八年の時点で約八二〇〇人となったのに対し、全軍労は六五年に一気に約一万一〇〇〇人となり、続く六六年には約一万四〇〇〇人、六七年には約一万七二〇〇人、六八年には約二万四〇〇〇人と、急激にその組合員数を伸ばしていったのである。ちなみに、全軍労に次ぐ大組織であった沖縄教職員会は、六九年当時、約一万二〇〇〇人の会員数であった。全軍労が沖縄でいかに巨大な組織であったのかがよく分かるであろう。

全軍労の組合員数がこうして六五年以降急激に伸びていった背景には、第二種雇用員の組合加盟があった。⁽⁵⁶⁾一九五三年八月に公布された布令一一六号によって、沖縄の基地労働者は雇用形態に応じて四種に分類されていた。まず第一種が「米国政府割当資金から支払いを受ける直接被用者」、第二種が「米国政府非割当資金から支払いを受ける直接被用者」、第三種が「琉球列島米国要員の直接被用者」、そして第四種が「契約履行中の米国政府請負業者の被用者」であった(第二條⁽⁵⁷⁾)。六四年後半に入るまで、全軍労にはこの布令一一六号という第一種雇用員しか加盟しておらず、残りの第二種から第四種までの雇用員はまだ加盟していなかったのである。しかし六四年一月にREX支部

労組が結成されたのを皮切りに、第二種雇用員でつくる労組も次々と結成されていくのであった。

この第二種雇用員が労組結成へと動いた背景の一つには、全軍労がこれまで強く訴えてきた退職金制度が六三年一月に実現し、翌年七月一日から実施されたことがあった。軍労働者の誰もが望んでいたこの退職金制度が実現したことによって、組合結成の意義は誰の目にも明らかになり、第二種雇用員の職場などでも組合結成の気運が急速に高まっていったのである。マリン支部の結成（六五年一〇月）等に加えて、この第二種雇用員の組織化が進んでいったことが、六五年以降全軍労の組合員数が急速に伸びていった、その原動力となったのである。

こうして組織を拡大させていった全軍労にとって、自己の存立基盤となる米軍基地を真っ向から否定することは、到底できるものではなかった。全軍労問題と「基地撤去」問題に直面した復帰協は、ここで深刻なジレンマに陥ることになる。復帰協執行部は、「運動をよりはばひろくするため」には沖縄最大の組織力をもつ全軍労の支持を得なければならなかったが、しかしその全軍労の支持を得るためには「基地撤去」に対して慎重にならざるを得なかった。しかしそうすると、今後は逆に基地を容認する保守勢力の「復帰論」との違いを明確にすることが困難となり、しかも復帰協内部で「基地撤去」を叫ぶ勢力を納得させることも難しかったのである。復帰協が「基地撤去」論争に約三年間もの長い年月を費やした最大の理由は、まさにここにあったのである。

前述したように、六六年八月に全軍労が復帰協に正式加盟し、復帰協の組織力は強化された。復帰運動をより幅の広いものにすることを目指していた復帰協執行部が、この全軍労の加盟を何よりも喜んだことはいうまでもない。復帰協加盟を決めた全軍労第六回定期大会に来賓として招かれた喜屋武真栄復帰協会長（六二年から赤嶺武次に代わり第二代会長となる）が、「全軍労を迎えることが出来れば百万の味方を得たことになる」とのべたことは、この復帰

協執行部の喜びと期待をよく表している。⁽⁵⁸⁾

一方、復帰協加盟を果たした全軍労は、そこに至るまでの間、基地労働者の組合というその性格からして、他の労組や民間団体にはない苦労があった。上原康助を初代委員長として結成された全軍労は、そもそも国際自由労連（一九四九年一月に創設された反共・資本主義諸国の労働組合から成る国際組織）の支援のもと、米軍基地内で結成された労組であり、なおかつ布令一一六号によってストライキ権などが禁止されていたこともあって、官公労や全通労など他の労組と比べてかなり穏健な性格を有していた。

全軍労の前身となる全軍労連がその結成から一年後の第一回定期大会（一九六二年）で、「祖国復帰を促進しよう」というスローガンを掲げたところ、来賓として招かれていた現地米陸軍の人事部長がこれに「激怒」し、それを降ろすよう要求したことは、当時基地労働者が復帰運動を行うのがいかに困難なものであったのかをよく示している。⁽⁵⁹⁾ 全軍労はその後復帰協加盟までの約五年間、「復帰運動は必要であるが、徐々に取り組んでいく」という姿勢をとり、ボーナスの獲得、退職金制度の実現、そして給与の改善等、基地労働者の労働条件改善に取り組んでいくことになる。⁽⁶⁰⁾ このように穏健な姿勢をとり続けてきた全軍労がみずからの運動路線の「質的転換」を図ったのは、復帰協加盟を決めた六六年の第六回定期大会においてである。この定期大会で初めて全軍労は、「布令一一六号の撤廃」という激しいスローガンを掲げるとともに、「政治色の強い各種大衆行動にも積極的に参加していく運動方針」を打ち出したのである。⁽⁶¹⁾

全軍労が六六年に入って運動路線の「質的転換」を図ったのには、いくつかの理由がある。全軍労委員長の上原康助によれば、「①組織化がどんどん拡大し、賃金や労働条件がある程度改善されると運動の中だるみが生ずる。これ

を除去し、組合員の意識を鼓舞する必要があった。②布令一一六号の撤廃、スト権奪還を本気でやっていくには、これまでの運動姿勢からの脱却が迫られていた。③労働運動が経済闘争だけに限られるものでないことを、組合員全体が理解せざるをえない組織内外の厳しい社会・労働情勢になりつつあった。④やがてくるであろう首切り合理化闘争への心構えとそれに対応していける闘争姿勢の強化が必要であった、⁽⁶²⁾というのがその理由であった。

こうした理由に基づいて上原ら全軍労執行部は、復帰協加盟を第六回定期大会にかけ、これを満場一致で決定することになる。復帰協加盟を提案するにあたって全軍労執行部は、その意気込みを次のように組合員に説明している。

「今年度は基地労働者の前途に立ちほだかっているあらゆる困難を打開して、復帰運動の底辺を拡大し、かつ復帰運動に対して基地労働者の意見を反映させて強力な民族運動へと発展強化していく意味から、沖縄県祖国復帰協議会へ正式に加盟することを提案したい」⁽⁶³⁾。このように全軍労が万難を排して復帰協に加盟したことによって、復帰協の主導する復帰運動はいよいよ幅の広いものになっていく。しかし同時に、この全軍労が加盟したことによって、復帰協は上述した「基地」をめぐる問題でますますジレンマに立たされるのであった。

では、復帰協に正式加盟した全軍労は、その当時米軍基地に対してどのようなスタンスに立っていたのであろうか。全軍労元書記長の友寄信助は、これについて次のようにのべている。「復帰協に加盟する前から基地の問題は議論があった。なかにはいつまでも基地にだけ依存してはいけいないんじゃないか、やはり将来は基地をなくして、(中略)基地にかわる職場というものを開拓していくべきではないか、という声も大会では出始めていた。しかし大勢としては、みんな(この基地の問題を)整理できなかった。基地で働いていて基地を撤去しなさいというこの矛盾をどうするのか、もちろん、将来基地はなくなったほうがいいんだが、じゃあ基地がなくなったら俺たちの職場はどうす

緊張緩和」の流れを逆行させるものとして映ったのである。「復帰」との距離で「安保」を測る復帰協の姿がここにある。その後復帰協は、六二年に入って初めて「安保反対」という運動方針を打ち出すが、しかしそれでも「祖国復帰」を至上命題とする復帰協にとって、「安保」は二次的なものにすぎなかった。六三年から六四年にかけて復帰協事務局長を務めた吉元政矩は、こう述懐している。「日米安保条約は沖縄に適用されていなかった。安保の議論というのは日常的な五〇年代、六〇年代の復帰運動のなかでは必要なかった」⁽⁹³⁾。

六九年に入って復帰協が、「復帰」の問題から「安保」の問題に関心をシフトさせていったのは、彼らがその最大の目標にしてきた「日本復帰」がいよいよ現実のものになりつつあったからである。後述するように、六七年以後日米両政府による「沖縄返還」への取り組みは次第に本格化していき、六九年一月には佐藤とニクソンとの間で日米首脳会談も予定されており、「沖縄返還」はもはや必至の情勢になっていた。

もっとも、だからといって復帰協が、この「安保廃棄」を打ち出すにあたって内部で本格的な議論を行ったという形跡はみられない。当時この「安保廃棄」方針を起草し、これを復帰協定期総会に持ち出した事務局長の仲宗根悟は、こう証言している。「安保条約をどうするかという議論は、復帰協のなかではそんなにしていない」⁽⁹⁴⁾。またこの「安保廃棄」方針を復帰協定期総会に提案した桃原用行復帰協副会長も、その定期総会において、「(日本本土で)革新をなせる政党の中で一番支持されている政党の考え方をきわめて簡単に書いた(括弧は筆者)、と率直にのべている」⁽⁹⁵⁾。つまり復帰協執行部は、当時日本本土で野党第一党の地位にあった日本社会党の政策路線を、何ら議論らしい議論もしないまま、ここで安易に持ち出したのである。

この「基地撤去」・「安保廃棄」方針を打ち出した復帰協第一四回定期総会において、いま一つ注目しておきたい点

いう線で落ち着くことになる。

翌六八年四月一四日に開催された復帰協第一三回定期総会においても、やはり最大争点の一つとなったものは、「基地撤去」問題であった。復帰協執行部が前年と同じく「原水爆基地撤去、軍事基地反対」方針を提起したのに対し、琉球新報労組、沖青協の代議員などは、「基地撤去」を明確に打ち出すべきであると主張する。⁽⁶⁸⁾しかしこれに対して全軍労代議員は、「戦争に反対するという意味で基地に反対するが、現実には五万組合員（二万四〇〇〇人の誤り。五万人は基地労働者の総数）が基地労働によって生活を支え、また基地依存の沖縄の経済を考えても基地撤去の戦いは組めない。そのまえに米軍基地離職者対策臨時措置法の立法などを推進すべきだ」（括弧は筆者）と主張し、「基地撤去」を打ち出すことに強く反対するのであった。⁽⁶⁹⁾全軍労としては、心情的には「戦争反対」の立場から「基地」に「反対」するが、現実にはその「基地」で生計を立てている基地労働者の立場を考えると、到底「基地撤去」の闘いはできない、と主張したわけである。

一方、人民党、教職員会、官公労など大半の代議員らは、「個々の組合（または政党、民間団体）の運動方針としては、基地撤去を打ち出しているが、復帰協の場として考えた場合、基地反対の線で全体の足並みをそろえたい」（括弧は筆者）とのべ、執行部提案を支持する構えをとる。⁽⁷⁰⁾結局のところこの六八年度運動方針も、昨年同様に、「原水爆基地撤去、軍事基地反対」という方針が採用されるのであった。

以上、「軍事基地」の「撤去」かそれとも「容認」かという、まさに復帰政策の根本にかかわる重要問題について、六六年から六八年にかけて復帰協が如何なる態度を示したのかをみてきた。これまでの記述から分かる通り、復帰協にとって「軍事基地」をあからさまに「容認」することは、到底できるものではなかった。なぜなら第一に、ベトナム

ム戦争の激化に伴い物心両面にわたる基地被害（例えば、軍事演習などに伴う事故や米兵による犯罪、そして戦争に巻き込まれるかもしれないという不安や恐怖など）が増大していたこと、第二に、沖縄と本土の保守勢力が基地を容認する「返還論」を打ち出していたこと、そして第三に、人民党、社会党、教職員会など復帰協加盟団体の多くが「基地撤去」方針を打ち出していたこと、以上の理由からである。

しかし逆に、「軍事基地」のあからさまな「撤去」を主張することも、基地をみずからの存立基盤としていた沖縄最大の組織全軍労を抱える復帰協にとっては、できるものではなかった。当時復帰協で事務局長の要職にあった仲宗根悟は、筆者とのインタビューのなかで、この「基地撤去」問題で全軍労に「配慮」したことを認めている。⁽¹¹⁾

一方、全軍労は全軍労なりに、盛り上がりを見せていた復帰運動を壊してはいけないという「配慮」があった。全軍労元書記長の友寄信助は、当時の状況を振り返って次のようにのべている。「まず自分らの組織の強化。やっぱり団結が大事ですからね。その（基地撤去）方針を打ち出すことによって組織がガタガタしたり、脱落者が出るようなことがあれば、本当に組織が弱体化するわけですよ。そうするとむしろ復帰運動などに全部影響を与えますからね。もし全軍労の組織内で復帰協の運動方針をめぐって、（つまり）基地撤去方針をめぐって全軍労の復帰協への運動が消極的になったりしたら、かえって（復帰運動にとっては）マイナスにもなりますからね」（括弧は筆者⁽¹²⁾）。全軍労内部で整理のできていなかった「基地撤去」方針を復帰協が打ち出してしまうと、その復帰協の推し進める復帰運動に基地労働者が参加することを躊躇してしまい、復帰運動にブレーキをかけてしまう、というのが友寄ら全軍労側の言い分であった。

かくして「基地」に対して全く見解を異にする諸団体を内に抱える復帰協執行部は、基地の「撤去」でも「容認」

でもない、いわゆる「反対」という表現を用いることで、この問題を糊塗するのであった。また、団結の維持と復帰実現を最優先した復帰協加盟団体の多くも、この曖昧な「基地反対」方針を受け入れることとなる。

三 「二・四ゼネスト」

さて、以上のように、一九六五年以後の復帰運動をみると、その復帰運動が徐々に高まっていく流れと、復帰運動に「基地問題」が付与されていく流れの二つがあったといえる。この二つの流れが交錯する地点が、前述したように、B―五二墜落爆発事故を契機に計画された、いわゆる「二・四ゼネスト」であった。

屋良革新主席の誕生から僅か九日後の六八年一月一九日未明、嘉手納基地を飛び立とうとしたB―五二戦略爆撃機が離陸に失敗、墜落爆発するという大事故が起こった。同事故は、それが嘉手納基地内で起こったものとはいえ、ベトナム戦争の激化に伴い米軍基地から派生する様々な事件・事故の多発に不安と恐怖を募らせていた沖縄住民にとって、衝撃的なものであった。この事故の衝撃を受けて直ちに労働組合や各種民間団体、そして政党などが抗議行動を始め、一二月七日には、復帰協、原水協、県労協、そして教職員会などが呼びかけ団体となり、「生命を守る県民共闘会議」（以下共闘会議と略記する）が結成される。この共闘会議の議長には、県労協議長の亀甲康吉が選出され、事務局長には復帰協事務局長の仲宗根悟が選出される。

亀甲率いるこの共闘会議の特徴は、まず第一に、復帰協の四八団体を遥かに上回る一三九もの各種団体が参加したということである。革新勢力だけでなく、沖縄キリスト教団、創価学会などの宗教団体、沖縄医師会、沖縄中小企業連合会、琉球林業協会などの業界団体、そして沖縄市町村長会や沖縄市町村議会議長会など、実に多岐にわたる諸団

体が共闘会議に参加した。まさに一九五〇年代の「島ぐるみ闘争」を彷彿させる、超党派の住民組織がここに誕生したわけである。

第二に、こうしたあらゆる階層の諸団体から成る組織であったがゆえに、その目的を「B五二撤去・原潜寄港阻止・一切の核兵器撤去」の三つに限定したことである（のちに「総合労働布令の撤廃」も加えられる⁽⁷³⁾）。つまり、沖縄内部で見解の分かれる「基地撤去」に関しては、共闘会議の運動方針としては採用されなかったのである。もちろん、共闘会議の最大の目的が「B五二の撤去」にあったことはいうまでもない。

第三の特徴としては、この三つの目的を達成するために、共闘会議がその手段として「ゼネスト」を採用すると決定したことである。最大の抗議行動ともいえるこの「ゼネスト」を提案したのは、B五二墜落爆発事故のあった嘉手納基地周辺に住み、同事故を目の当たりにした全軍労委員長の上原康助であった。

結成からちょうど一週間後の二月一四日、亀甲率いる共闘会議は「B五二撤去要求県民総決起大会」を開催し、本格的な活動を開始する。約八ヵ月前（四月二二日）に開かれた沖縄原水協主催の「B五二撤去要求県民総決起大会」が約九〇〇〇人の参加者数であったのに対し、この二月一四日の「総決起大会」には、実に四万人余の住民がこれに参加したのである。⁽⁷⁴⁾ B五二撤去を求める運動は、ここにきてその勢いを一気に増したのである。

その後、「ゼネスト」態勢は着実に構築されていき、共闘会議は翌六九年一月六日、ゼネスト決行日をちょうどB五二の常駐から一年目にあたる二月四日の日に設定する。このゼネスト準備に中心となって取り組んだ共闘会議事務局長の仲宗根悟は、「電力も水も全部止めるつもりでいた。それで対応もとれていた」と証言している。⁽⁷⁵⁾

このように「ゼネスト」準備態勢を整えていった共闘会議執行部や、「ゼネスト」参加をすでに決定していた各種

諸団体にとって、残る最大の関心事は、沖縄最大の組織である全軍労がこの「ゼネスト」に参加するの可否かであった。

一方、米軍側は、この「ゼネスト」計画の鍵を握る全軍労が基地内から政治ストに参加するのを是が非でも阻止するために、様々な手段を用いて基地労働者の切り崩しを図ることになる。その一つの策が、争議行為禁止規定の拡大や基地内でのピケ禁止、そして組合活動に対する罰則強化などを謳った「総合労働布令」(高等弁務官布令第182号)の公布である。全軍労が「ゼネスト」参加を決める臨時大会を開催しようとしていたまさにその前日(一月一日)、同布令が公布されたことから分かるように、これが全軍労牽制のためのものであったことは誰の目にも明らかであった。⁽⁷⁶⁾しかし全軍労は、翌一二日、予定通り臨時大会を開き、「ゼネスト」参加を正式決定することになる。全軍労のこの参加決定によって、「ゼネスト」気運は一気にその高まりをみせるのであった。

こうして全軍労が万難を排してゼネスト参加を決定したあと、共闘会議議長の高橋康吉や全軍労委員長の上原康助ら共闘会議代表四名は、B-52撤去の政府折衝のため日本本土へと出発する。一月二六日に東京に到着した亀甲は、羽田空港での記者会見で、「現地のゼネストの態勢はすでに完成した。最終的に実施するかどうかの判断は政府との折衝のあと下す」とのべ、「ゼネスト」決行の成否は日本政府の態度如何にかかっていることを明示する。⁽⁷⁷⁾二日後の一月二八日、床次徳二総務長官や愛知揆一外相らと会談した亀甲は、B-52撤去の確かな返答が得られなかったとして、ついに東京からゼネスト準備指令を発することになる。⁽⁷⁸⁾翌日、総評、同盟などから「ゼネスト」支援の確約を取り付けた亀甲ら共闘会議代表団は、明けて一月三〇日、東京での行動を終えて空路沖縄へと帰任するのであった。しかし、事態はここから急速に「ゼネスト」回避の方向へと進むことになる。本土からゼネスト準備指令を出した

亀甲が、その態度を一変して、「ゼネスト」回避に動き出したからである。もちろん沖縄内部は大混乱である。⁽⁷⁹⁾

共闘会議の中核組織である県労協では、「ゼネスト」決行を主張する官公労や自治労などと、その回避を主張する亀甲や全軍労などが真っ向から対立し、議論は大紛糾する。しかし結局のところ県労協は、二月一日未明、亀甲らの意見を受け入れて「ゼネスト」回避を決定する。⁽⁸⁰⁾ この県労協の回避決定によって、事実上「ゼネスト」態勢は崩れ去ったといつてよい。二月一日午後、共闘会議幹事会が開かれるが、「ゼネスト」回避を主張する県労協と、教職員会、沖縄協、人民党など「ゼネスト」決行派とが激しく対立し、幹事会は大荒れとなる。さらに決行派の下部労組員や学生らが会議室の外から騒ぎ立てたり室内になだれ込んだりして、会議は混乱を極めることになる。その後共闘会議幹事会は場所を転々としながら議論を重ね、ついに二日午前四時頃、「ゼネスト」取り止めを決定するのであった。⁽⁸¹⁾

このように混乱を極めた「ゼネスト」回避劇であったが、そもそも共闘会議議長の亀甲康吉は、なぜゼネスト準備指令まで出しておきながら、沖縄に帰任するやその態度を一変させ、「ゼネスト」回避へと動いていったのであろうか。その理由の一つとして考えられるのは、行政主席屋良朝苗からなされた、「ゼネスト」回避要請である。ゼネストによる「不測の事態」を憂慮してこれをできる限り回避することをめざした屋良は、亀甲らのあとを追うかのごとく、一月二八日本土へと渡り、愛知外務大臣をはじめ日本政府関係者にB-52撤去を要請する。「ゼネスト」回避のための説得材料を何とか得たかった屋良は、ベトナム情勢の変化により今年秋頃にB-52が沖縄から撤退するのではないかという根本武夫官房副長官の言葉を、それがあくまで推測の域を出ないものであることを承知しつつも、「ゼネスト」回避の説得材料として沖縄に持ち帰る。そして一月三十一日、屋良はあの有名な「忍びがたきを忍んで……」という一節の盛り込まれた「ゼネスト回避要請書」を亀甲ら共闘会議執行部に提出するのであった。⁽⁸²⁾ 亀甲が

「ゼネスト」回避を決めた理由の一つには、この屋良からの回避要請があったといえる。主席に当選したばかりの屋良を窮地に立たせてはいけないという心理が、亀甲に働いたとしても何ら不思議ではないのである。

いま一つの理由として考えられるのは、全軍労の「ゼネスト」からの離脱である。この「ゼネスト」成否の鍵を握っていた全軍労の戦線離脱について、亀甲は上京中、上原からそれを伝えられている。上原本人の証言では、本土滞在中にそれを亀甲に伝えたというが、⁽⁸³⁾亀甲の証言では本土折衝の帰りの飛行機のなかで上原から打ち明けられたという。⁽⁸⁴⁾このように両人の証言は食い違いをみせているが、いずれにしても亀甲は、沖縄に帰任する前にそれを上原から打ち明けられたのである。

上原からゼネスト不参加を打ち明けられたときの心境について亀甲は、のちにこう述懐している。「それを言われた時の私の気持ちは何というか、ショックで二の句がつけないほど複雑だった。(中略)私の頭はかなり混乱し、事態を深刻に受けとめはじめた」⁽⁸⁵⁾。

では、一方の上原はなぜ土壇場でゼネストへの不参加を亀甲に打ち明けたのか。上原が亀甲にそれを伝えたのは、全軍労に対する米軍の激しい圧力によって組織がかなり動揺しているという報告を、彼が沖縄現地から受けていたことにあった。上原の留守をあずかっていた全軍労書記長の友寄信助は、こう回想している。「各支部から次々あがってくる米軍のゼネスト切り崩しの報告は、このままストに突入した場合、組織の崩壊につながりかねないほど厳しいものであった。(中略)ゼネスト決行への自信が揺らぎはじめ、スト回避も仕方ないとの雰囲気になりつつあった。それで上京中の上原委員長に、その旨電話で報告した」⁽⁸⁶⁾。友寄によれば、米軍による「ゼネスト切り崩し」は、次のようなものであった。「(米軍は)ゼネスト参加者は解雇するといって、基地内にスト不参加者の泊まり込み準備を進

める。野戦用のベッドや食料品、医薬品などを持ち込む。昼間は管理職を使って、ゼネストは違法な政治ストだとの警告を繰り返(した)。(括弧は筆者)⁽⁸⁷⁾。

「ゼネスト」計画が最終的に中止となった背景には、このような不測の事態を何とか避けたかった屋良主席の回避要請と、米軍の切り崩し策によって組織崩壊の危機に立たされた全軍労の「ゼネスト」離脱の二つがあったといえる。前述した復帰協内部における「基地撤去」論争の時と同じように、ここでもまた全軍労の態度が一つの鍵を握っていたのである。

さて、この「ゼネスト」取り止めから約一カ月半後の三月二二日、復帰協第一四回定期総会が開かれる。同定期総会は、それが復帰協の運動路線を大きく変えたという意味では、最も重要な総会の一つであった。この定期総会で復帰協は、「軍事基地撤去」と「日米安保条約の廃棄」を打ち出したのである。⁽⁸⁸⁾「基地撤去」論争にこれまで多大なる時間と精力を費やしてきた復帰協が、この定期総会で「基地撤去」方針を打ち出した要因の一つには、沖縄を取り巻く情勢の変化があった。その情勢の変化とはもちろん、「二・四ゼネスト」計画の盛り上がりとその挫折である。「二・四ゼネスト」計画の盛り上がりは、沖縄革新諸勢力をして現実に「復帰」のみならず「基地」にも関心を向けさせ、さらにこの「二・四ゼネスト」計画の挫折が、彼らをしてより一層急進化させ「基地撤去」へと走らせたのである。

「軍事基地撤去」方針を打ち出すにあたって、復帰協はこの方針に反対してきた全軍労への「配慮」も忘れなかった。復帰協は「基地撤去」方針を打ち出すと同時に、全軍労が以前から要求していた「軍雇用者に対する離職者等臨時措置法」の実現という新たな方針を打ち出したのである。⁽⁸⁹⁾一方の全軍労も、おそらく、この新たな方針が打ち出されたことや、「ゼネスト」態勢崩壊を導いた自己の組織に対する不信感を払拭する必要から、これまで反対してきた

「基地撤去」方針を容認することになる。

いま一つ重要なことは、この「基地撤去」方針と並んで復帰協が、「安保廃棄」の方針も打ち出したということである。これまで「日本への復帰」という地域レベルの問題に精力を注いできた復帰協が、ここにきて国の安全保障政策、ひいては国の政治体制そのものにかかわる「日米安保」の問題に関心をシフトさせてきたのである。

そもそも復帰協が「安保」について初めて言及したのは、一九六〇年の結成時に岸信介首相に宛てた「抗議文」においてであった。同「抗議文」のなかで復帰協は、「世界の緊張は、東西両首脳の会談（一九五九年九月、キャンプ・デービットで行われたアイゼンハワーとフルシチョフによる米ソ首脳会談を指す）の実現により緩和への明るいきざしがみえはじめている今日、（岸政権は）国民の反対を押しきって軍事同盟である新安保条約の調印を終え批准しようとしているが、このことは沖縄の祖国復帰をおくらせるものであり、断じて許されるものではない」（括弧は筆者）とのべ、新安保条約の調印に否定的な態度をとっている。⁽⁹⁰⁾

「安保」に対するこうした復帰協の見解は、彼らの認識する「米国の沖縄政策」との絡みで理解されなければならない。復帰協は結成時の運動方針のなかで、こう記している。『極東に緊張と脅威がある限り、米国は沖縄を手放さない』ということが、米国政府、軍首脳がくり返しのべている一貫した沖縄政策の基本になっている。沖縄が日本に返還されない理由として、たえずその『緊張と脅威』が持ちだされ、沖縄県民の一致した熱願は、いつもこの理由で達成のみちをふさがれて来た⁽⁹¹⁾。つまりここで復帰協は、極東の「緊張と脅威」が「復帰」を妨げているという認識を示し、「国際緊張緩和」こそが「沖縄の祖国復帰を可能にする」、という認識を明らかにしたのである。⁽⁹²⁾

こう認識する復帰協にとって、「軍事同盟である新日米安保条約」は、まさに沖縄の祖国復帰を可能にする「国際

緊張緩和」の流れを逆行させるものとして映ったのである。「復帰」との距離で「安保」を測る復帰協の姿がここにある。その後復帰協は、六二年に入って初めて「安保反対」という運動方針を打ち出すが、しかしそれでも「祖国復帰」を至上命題とする復帰協にとって、「安保」は二次的なものにすぎなかった。六三年から六四年にかけて復帰協事務局長を務めた吉元政矩は、こう述懐している。「日米安保条約は沖縄に適用されていなかった。安保の議論というのは日常的な五〇年代、六〇年代の復帰運動のなかでは必要なかった」⁽⁹³⁾。

六九年に入って復帰協が、「復帰」の問題から「安保」の問題に関心をシフトさせていったのは、彼らがその最大の目標にしてきた「日本復帰」がいよいよ現実のものになりつつあったからである。後述するように、六七年以後日米両政府による「沖縄返還」への取り組みは次第に本格化していき、六九年一月には佐藤とニクソンとの間で日米首脳会談も予定されており、「沖縄返還」はもはや必至の情勢になっていた。

もっとも、だからといって復帰協が、この「安保廃棄」を打ち出すにあたって内部で本格的な議論を行ったという形跡はみられない。当時この「安保廃棄」方針を起草し、これを復帰協定期総会に持ち出した事務局長の仲宗根悟は、こう証言している。「安保条約をどうするかという議論は、復帰協のなかではそんなにしていない」⁽⁹⁴⁾。またこの「安保廃棄」方針を復帰協定期総会に提案した桃原用行復帰協副会長も、その定期総会において、「(日本本土で)革新をなせる政党の中で一番支持されている政党の考え方をきわめて簡単に書いた(括弧は筆者)、と率直にのべている」⁽⁹⁵⁾。つまり復帰協執行部は、当時日本本土で野党第一党の地位にあった日本社会党の政策路線を、何ら議論らしい議論もしないまま、ここで安易に持ち出したのである。

この「基地撤去」・「安保廃棄」方針を打ち出した復帰協第一四回定期総会において、いま一つ注目しておきたい点

は、同盟系労組の全日海沖縄支部と、全織同盟沖縄支部の代議員六名が途中退場したことである。この同盟系二労組が途中退場した最大の理由は、復帰協がこの「基地撤去」・「安保廃棄」方針を打ち出したことにあった。同定期総会で同盟系二労組は、まず「基地撤去」について、昨年実施された世論調査の結果を持ち出したうえで、果たしてそれが沖縄「県民の集約された世論であるのか」という疑問をぶつけ、執行部提案に反対することになる。⁽⁹⁶⁾同盟系二労組が持ち出した世論調査とは、前年（一九六八年）五月に復帰問題研究会が実施した世論調査のことを指すと思われるが、それによると、「原水爆を含めての自由使用基地」に賛成する者は一・五パーセント、「原水爆のない自由使用基地」に賛成する者は九・〇パーセント、「本土と同じような基地」に賛成する者が四〇・一パーセント、「基地を全部とりはらって」ゼロにするのを望む者が三五・〇パーセント、そして「わからない」と答えたものが一三・八パーセントとなっていた。⁽⁹⁷⁾また「安保」についても、同盟系二労組は、現時点において「安保条約は日本の安全を守る」との立場から、「安保廃棄には反対である」旨主張するのであった。⁽⁹⁸⁾

こうした「基地撤去」・「安保廃棄」に対する同盟系二労組の反対は、それをもっと広くいえば、復帰協の日本社会党路線傾斜に対する反対であった。⁽⁹⁹⁾つまりこの対立は、日本本土における社会党・総評路線と民社党・同盟路線との対立の、まさに直輸入であった。この同盟系二労組の総会退場は、六〇年代半ばから徐々に進行していた沖縄側労組と本土側労組との系列化を、まさに象徴する出来事であった（翌一九七〇年にこの同盟系二労組は復帰協を正式脱退する）。

同盟系二労組のこうした行動をさらにその奥で規定した要因を考えると、これまで沖縄革新勢力を一つに結びつけてきた「日本復帰」という第一義的目標が弱体化したことがあったといえる。沖縄の「日本復帰」が現実のものとな

りつつあるなか、この「日本復帰」という第一義的目標はその求心力を失い、ひるがえってそのことが復帰協加盟団体それぞれの自己主張を許す結果になった、ということである。

かくして「基地撤去」と「安保廃棄」に反対する同盟系労組を削ぎ落としてみずからの立場を鮮明にした復帰協は、来る一月に予定されている佐藤・ニクソン会談に向けて、その精力を最大限に注ぎ込むことになるのである。

次節では、この「七二年返還」を決めた佐藤・ニクソン会談とそこに至るまでの日米交渉を、返還後の「基地の態様」に関する日米両国間の基本的態度に焦点をあてて、考察していくことにする。⁽¹⁰⁰⁾

第三節 沖縄返還合意

一九六七年十一月の日米首脳会談以後、沖縄返還後の米軍基地の態様について佐藤は、「白紙」の立場をとり続けてきた。その佐藤がついに「白紙」に筆を下ろし、返還後の基地の態様についてみずからの立場を鮮明にしたのは、六九年三月一〇日のことである。復帰協が「基地撤去」方針を打ち出すおよそ二週間前のことであった。参議院予算委員会で答弁に立った佐藤は、間接的な表現ながらも、「核抜き・本土並み」方針で対米交渉に臨むことを明らかにする。⁽¹⁰¹⁾ ここでいう「本土並み」とは、米軍基地の規模を本土並みに整理縮小していくという意味ではなく、日米安保条約やその他の関連取極めをそのまま沖縄にも適用する、というものであった。前述したように、六七年の日米首脳会談の際、マクナマラ国防長官は沖縄への核持ち込みと基地の自由使用の意向を佐藤に伝えていたが、このアメリカ側の意向を佐藤はそのまま受け入れることなく、いやそれを否定する形で、「核抜き・本土並み」方針を明確にしたわけである。

佐藤がなぜこのタイミングで「核抜き・本土並み」方針を公表したのかは、今もって明らかではない。しかし、外務省の東郷文彦アメリカ局長の回想によると、すでに佐藤は二月の段階でみずからの意向を東郷ら外務省事務局に伝えていた。東郷はいう。「二月に入って総理から、返還の形式は事前協議を含めて何とか本土並みと云う形をとりたい、その枠内でどうしても問題が残ると云う場合には重大な決心をする、との意嚮を洩らされた」⁽¹⁰²⁾。

この佐藤の「核抜き・本土並み」方針を受けて外務省は、早速三月には千葉一夫アメリカ局北米一課長をワシントンに派遣し、また四月には東郷アメリカ局長も派遣し、日本側の意向を米側担当者に伝え、その反応を探っている。

四月二十八日から二十九日にかけてワシントンでヘンリー・A・キッシンジャー (Henry A. Kissinger) 大統領補佐官やデービッド・パッカー (David Packard) 国防副長官、そしてジョンソン國務次官らと会談した東郷は、ここで日本側の「ポジション・ペーパー」を示したうえで、日本側の意向を次のように伝えている。⁽¹⁰³⁾ すなわち、①沖縄返還は遅くとも七二年までに行われること、②安保条約と事前協議制は返還後の沖縄にも適用されること、③返還後の沖縄に核を貯蔵することには反対であること、そして④通常の沖縄からの軍事作戦については事前協議制が適用されるが、それについて日本側は柔軟に対応する考えをもっていること、以上である。「七二年・核抜き・本土並み返還」および「事前協議制の弾力的運用」という日本側の方針が、ここですでに明瞭な形で示されていたのである。

では、一方のアメリカ側は、沖縄返還に関して如何なる方針を立てたのであろうか。六八年十一月の大統領選挙で勝利し、翌年一月にホワイト・ハウス入りを果たしたりチャード・M・ニクソン (Richard M. Nixon) 大統領は、その大統領就任からおよそ四ヵ月後の五月二十八日、国家安全保障決定メモランダム第一二二号 (NSDM-13) なる文書のなかで、沖縄返還に関する基本方針を決定している。⁽¹⁰⁴⁾ 同基本方針は次の三点である。まず第一は、「米軍の軍事的

使用を定める重要な項目」について六九年中に合意に達し、かつ七二年までに細部の交渉が完了していれば、沖縄の「一九七二年返還」に同意する、第二は、「朝鮮、台湾、ベトナムとの関連」で「軍事基地の通常の使用」が「最大限自由である」ことを求めていく、そして第三は、できる限り「沖縄にある核兵器を保持」することを希望するが、もし返還交渉のなかで「他の分野で満足のいく」合意が得られるのであれば、「交渉の最終段階で、緊急時における（核の）貯蔵と通過の権利を保持することを条件」に、大統領が「核兵器の撤去を考慮する」。つまりこの文書でニクソン政権は、朝鮮、台湾、ベトナムとの関連で通常兵器による沖縄基地の自由使用を最大限に確保すること、および緊急時の核兵器の貯蔵・通過権を確保することを条件として、沖縄の「七二年返還」を受け入れる方針を明確にしたのである。

この核と自由使用に関する二つの基本方針は、同年四月二八日に国家安全保障会議で承認された国家安全保障研究メモランダム第五号（NSSM-5）なる研究レポートに基づき決定されたものであった。⁽¹⁰⁵⁾ まず核の問題に関して同レポートは、アメリカがとりうる政策として次の五点を挙げている。すなわち、①核の貯蔵と作戦のための自由使用を現状のまま維持すること、②核の貯蔵と作戦のための自由使用を暫定期間内維持すること、③緊急事態に核を持ち込む権利を確保すること、④核搭載艦船および航空機の通過権を確保すること、⑤悪天候と人道的な理由でのみ核を一時的に持ち込むこと、以上の五つである。もちろん、最初の政策がアメリカの軍事能力を最大限維持するものであり、順にその能力を制限するものであることはいうまでもない。

①と②の政策に関して同レポートは、日本政府が政治的に受け入れることが困難なこと、特に①に関しては返還交渉そのものを行き詰らせてしまう危険性があることを指摘する。そして③の政策に関しては、ある程度の柔軟性は失

われるものの、アジア地域でのアメリカのコミットメントを果たすことができ、しかも交渉のなかで日本側からある一定の支持を引き出すことができるかもしれない、と指摘している。

この核の問題に関して同レポートは、統合参謀本部や国務省などの見解も併記しているが、まず沖縄から核を撤去することについて統合参謀本部は、一刻を争うような攻撃目標への打撃能力を低下させてしまうことや、米軍の前方展開能力が提供する抑止力の信頼性を低下させてしまうなどの理由を挙げて、これに難色を示している。一方、国務省、国防長官、そして国防次官補は、次のような理由を挙げて沖縄からの核撤去に理解を示している。「韓国で緊急事態が発生した場合、同国と第七艦隊には大量の核兵器が配備されているので、その影響は最小限度に抑えられるであろう。(中略) 沖縄から核兵器を撤去すれば、確かに一定の心理的影響はあると思われるが、米太平洋軍の管轄する地域における全体的な抑止力の信頼性は、我々の戦略的なポラリス・ポセンドン、ニミットマン、B-52に加えて、西太平洋における他の基地と第七艦隊に配備されている核兵器の存在によって、おそらくは維持できるであろう」。

こうした両者の見解や研究レポートを踏まえたうえで、ニクソン政権は先に挙げたNSSM-13において、日本政府から支持が得られるかもしれないとみた上記③の政策を、すなわち緊急時の核持ち込み確保の方針を採用するのであった。

次に、通常兵力による基地使用の問題であるが、これについて同研究レポートは、アメリカがとりうる政策として次の四点を挙げている。①現在アメリカが享受している無制限の基地使用権を確保すること、②期限を定めたとうえで、あるいは日米両国が終了と合意するまでの期間、無制限の基地使用権を保持すること、③制限付きの基地の自由使用

を保持すること、そして④安保条約に基づく軍事行動を沖縄にも適用すること（いわゆる本土並み）、以上である。

①の政策に関して同研究レポートは、政治的にみて日本が受け入れることは困難であり、②の政策に関しても、自由使用権をアメリカが保持している期間中、常に野党勢力からそれを廃止せよとの圧力がかかってしまう、と指摘している。また④の政策に関しては、日本にとって最も政治的に受け入れやすいものであるが、アメリカの前方展開戦略の遂行を制限することになってしまふ、と指摘するのであった。

しかし③の政策について同研究レポートは、「ある特定の緊急事態の場合には、基地の自由使用はおそらく認められるであろう」とのべたうえで、「台湾と韓国における米軍の活動を支援するために、日本との合意を必要としない行動権の獲得を我々としては特に追求すべきである」と指摘している。結局のところニクソン政権は、前出NSSM-12において、この③の政策に沿ったもの、すなわち韓国、台湾、ベトナムにおける軍事作戦で基地の最大限の自由使用を確保していくという方針を立てるのであった。

沖縄返還に関してこうした基本方針を立てたアメリカ政府は、その後「核撤去」を一つのカードとして、基地の最大限の自由使用を日本政府に求めていくことになる。ただ、ここで留意しておきたい点は、この核と基地使用の問題で同政府が、みずから望む最大限の要望事項を日本政府に突きつけたわけではなかったということである。もちろん、自国の利益を最大限に獲得することを追及しつつ、他国の事情をも考慮してぎりぎりの線で妥協を図ろうとするのは、外交交渉においては当たり前のことである。しかし、ここでニクソン政権が現在享受している軍事上の既得権益全てを確保していこうとしたのではなく、日本側がおそらく政治的に受け入れる可能性があるとみたぎりぎりの線で対日交渉方針を策定したということは、やはりおさえておく必要がある。

ニクソン政権がこうした態度をとった背景には、もし沖縄返還交渉が失敗して返還が実現できなかったり、あるいはそれがかなり遅れるようなことにでもなれば、日米関係そのものが深刻な状況に陥ってしまう、という危機感があった。この危機感を前出研究レポートは次のように記している。「もし沖縄返還問題について一九六九年中に目に見える進展がないならば、佐藤政権は倒れ、佐藤よりも返還要求を強硬に主張し、道理に合った条件を受け入れない他の保守政権に取って代わる結果となろう。もし日本と沖縄の一般民衆が返還はかなり遅れるであろうと結論づけたとき、日米関係はかなりの損害を受けるであろうし、日米安保条約は危機にさらされるであろう」。

一九六〇年に改定された日米安保条約（新条約）は、固定期間の一〇年を超えた場合、いずれか一方の終了通告によって条約をその一年後に終了させることができると定めている（第一〇条）。その条約の固定期間が終了する年が、まさに一九七〇年であり、アメリカ側はこの七〇年の「安保延長」を沖縄返還交渉の失敗によって達成できなくなることを恐れたわけである。

またもう一つアメリカ側が懸念したことは、沖縄返還が仮に延びてしまうと、沖縄現地でデモ隊と米兵との衝突が起き、沖縄住民がアメリカの基地使用を黙認しなくなるのではないか、ということがあった。同研究レポートは次のようにいう。「返還が遅れば遅れるほど、沖縄においてデモ隊と基地を警備する米軍兵士との間で公然たる衝突が起る可能性はますます高まることになる。琉球警察の動員力が制限されていること、学生と左翼急進主義者が増大していること、そして行政主席の屋良が不明瞭な立場をとっていること（屋良は即時返還の公約を掲げて昨年左派連合の支持を受けて行政主席に当選した）を考慮に入れると、事件が起る可能性は一段と高まっている。沖縄基地の効果的な使用は、地元沖縄の人々の黙認に依存しているが、この黙認が次第に失われつつある徴候が現われている」。

前述したように、沖縄現地では基地を包囲してゼネストを実行しようとする計画も立てられたり、復帰協が基地の全面撤去を打ち出すなどして、米軍基地を取り巻く状況は確実に変わりつつあった。またデモ隊と米兵との衝突がその後現実に起き、米兵の銃剣によって社大党委員長の安里積千代ら数名が負傷するという事件まで発生しているのである（同年六月五日）。同研究レポートが指摘するように、米軍の基地使用に対する沖縄住民の「黙従」は、確かに失われつつあったのである。

このように日米関係の深刻な悪化、より具体的には安保条約の七〇年廃棄、そして沖縄住民の基地反対などを考慮に入れて、アメリカは返還交渉の決裂を招く恐れのある厳しい条件を日本政府に突きつけることなく、何とか日本政府が受け入れ可能なぎりぎりの線で、必要不可欠な要求事項を達成していこうと考えたのである。

さて、日米両政府のそれぞれの基本方針が固まったところで、いよいよ本格的な返還交渉が同年六月から開始される。六月三日にワシントンで行われた愛知・ロジャーズ会談で外相の愛知揆一は、「日本自身の安全及びアジアの安定のため（沖縄）返かん後も在オキナワ基地は米国に使用してもらう」（括弧は筆者）という立場を示すとともに、「復帰即基地撤去という誤った印象をいだく者がいるようだが、日本としては極東の安定のため米国のプレゼンスを必要とし、今後益々その重要性が増えると考えている」と主張する。続けて愛知は、その沖縄の米軍基地には「安保条約及び関連取極」を適用すべき、とのべながらも、同時に、「米軍の戦闘作戦行動を不当に制限することがないようにするフォーミュラ」を我々はもっている、とウィリアム・P・ロジャーズ (William P. Rogers) 国務長官に説明するのであった。⁽¹⁰⁶⁾

そもそも沖縄基地からの軍事作戦行動について事前協議制の適用を打ち出していた日本側にとって、アメリカ側に

事前の同意を公式に与えることなど、できるものではなかった。かといって愛知がいうように、日本側は米軍の軍事作戦行動を「不当に制限する」ことも望んではいなかったのである。そこで日本側は、この互いに相反する要請をうまく整合させるために、「基地の作戦使用の事前協議について、わが方が（来る佐藤・ニクソン会談後に発表される日米の）共同声明においてできるだけその立場を明らかにすると共に、更にこれを日本側の一方的発言で補足する」（括弧は筆者）方式を考え出すのであった。⁽¹⁰⁷⁾

一方、こうした日本側の態度に対してアメリカ側は、結局この二段構えの方式（共同声明と一方的声明によって日本側がその態度をできるだけ明確にするという方式）を受け入れたうえで、この枠内で沖縄基地の最大限の自由使用を求めていくことになる。

以後、五ヵ月余にわたって精力的に行われた日米交渉の結果、両国は、日米共同声明および日本側の一方的声明（佐藤の演説文）において、次のような表現を用いることで合意するのであった。⁽¹⁰⁸⁾ まず共同声明の第七項において、日本側が「日本の安全は極東における国際の平和と安全なくしては十分に維持することができないものであり、したがって極東の諸国の安全は日本の重大な関心事である」との認識を明らかにし、さらに続けて、「かかる認識に照らせば、（中略）沖縄の施政権返還は、日本を含む極東の諸国の防衛のために米国が負っている国際義務の効果的遂行の妨げとなるようなものではない」という見解を明らかにすることで合意する。

次に、韓国、台湾、ベトナムに関して両政府は、次のような表現を用いることで意見の一致をみる。まず韓国に関しては、共同声明の第四項で、日本側が「韓国の安全は日本自身の安全にとって緊要である」との認識を示し、さらに佐藤の演説のなかで、「韓国に対し武力攻撃が発生し、これに対処するため米軍が日本国内の施設、区域を戦闘作

戦行動の発進基地として使用しなければならないような事態が生じた場合には、日本政府としては、(中略) 事前協議に対し前向きに、かつすみやかに態度を決定する方針」である、という見解を示すことで合意がなされた。

次に台湾に関しては、同じく共同声明の第四項で、「台湾地域における平和と安全の維持も日本の安全にとってきわめて重要な要素である」との認識を日本側が示し、さらに佐藤の演説のなかで、かかる「認識をふまえて」日本側は「対処」する、との表現を用いることで合意がなされるのであった。

最後にベトナムに関しては、共同声明第四項において、「ヴィエトナムにおける平和が沖縄返還予定時に至るも実現していない場合には、両国政府は、(中略) 米国の努力に影響を及ぼすことなく沖縄の返還が実現されるように、そのときの情勢に照らして十分に協議する」、ということ合意がなされることになる。

かくして同年一月一九日から二一日にかけてワシントンで行われた佐藤・ニクソン会談では、まず第一に、沖縄の施政権は一九七二年に返還すること(共同声明第六項)、第二に、アメリカが引き続き沖縄の米軍基地を保持すること(同上)、そして第三に、返還される沖縄には日米安保条約およびそれに関連する諸取り決めを変更なしに適用すること(同第七項)、などが合意されるのであった。⁽¹⁰⁹⁾ また、韓国、台湾、ベトナムにおける軍事作戦で沖縄基地を使用することに関しても、上述のように、日米共同声明および佐藤のナショナル・プレス・クラブでの演説のなかで、日本側の態度が表明されることになる。そして最後に核の問題に関しても、返還後の沖縄には核を貯蔵しないことが日米間で合意されるのであった。ただ、最後まで問題となった緊急時の核の持ち込みに関しては、佐藤とニクソンとの間で秘密の「合意議事録」が取り交わされることとなる。⁽¹¹⁰⁾

以上のような形で沖縄返還合意はなされたのであるが、この返還合意に至る交渉過程のなかで日本側が最も苦勞し

たことは、その交渉当事者であった東郷文彦アメリカ局長がのべているように、「返還に対するわが方の政治的要請と、極東の安全保障に対するアメリカの軍事的要請を如何に調整するか」、というところにあった。そしてその点で日本政府を最も悩ましたものが、「基地の作戦使用と核兵器の問題についての事前協議制に関して共同声明でどの様に扱うか」、ということであったのである。⁽¹¹¹⁾では、こうした問題ではなく、沖縄住民からみて最も関心の高かった米軍基地の整理縮小ないし基地の全面撤去に関しては、同政府は一体どのような認識をもち、またどのような態度をとったのであろうか。

まず復帰協などが要求した「基地の全面撤去」に関しては、当然の如く日本政府はそれを拒否する態度を示している。沖縄返還の大前提が沖縄の米軍基地を返還後も引き続きアメリカ政府に保持させることにあったことから考えて、日本政府がこの要求を全く受け付けなかったことは、当然のことであった。前述した六月訪米を前に屋良行政主席から「即時無条件全面返還」の要請を受けた愛知外相が、「復帰したら基地が直ちに撤去されると考えてもらっては困る」⁽¹¹²⁾とのべていることは、この日本政府の態度をよく表している。

もっとも、「即時無条件全面返還」を要求した屋良自身にしても、米軍基地に対する態度は「全面撤去」ではなく、あくまで「反対」であった。六八年の主席選挙の際、屋良の支持母体であった革新共闘会議が、「基地撤去」と「安保廃棄」を謳った選挙綱領を準備するが、これに対して屋良は、「基本的な理念ではあるけれども、あまりに現実から遊離すると、相手につけ入れられるおそれがある」として、みずからの注文でその表現を「反対」にとどめている。⁽¹¹³⁾また六九年五月に行われた施政方針演説でも、屋良は、「私は、県民の平和な生活を守るため、軍事基地の存在に反対します」とのべて、あくまで「基地撤去」ではなく「反対」という表現を用いたのであった。⁽¹¹⁴⁾

日本政府がこのように基地の全面撤去をまったく受け入れなかったからといって、同政府が基地の整理縮小までまったく考えていなかったかという点、決してそうではなかった。同政府は沖縄の米軍基地の規模をそのままよいと考えていたわけではなく、基地の整理縮小の必要性を認識してはいた。ただ、この整理縮小の問題は、沖縄返還後の課題として同政府は考えていたのである。九月の訪米を前に屋良主席と会談をもった愛知外相が、「安保の締結時よりも本土の基地の件数、面積において整理縮小されている。返還後の沖縄もそうなる」とのべたことは、こうした日本政府の姿勢を示したものである。⁽¹¹⁵⁾ 実際、基地の全面撤去は別にして、日本政府は沖縄返還が実現したあと、この米軍基地の整理縮小問題に取り組むことになる。また、一方の屋良率いる琉球政府も、六九年の返還合意以後、この問題への取り組みを開始するのであった（次章）。

以上、本章では、沖縄返還問題との絡みで日米両政府と復帰協が沖縄の米軍基地に対して如何なる態度をとったのかをみてきた。日米両政府が沖縄の核と基地の自由使用を問題としたのに対し、復帰協は基地の存在そのものを問題視した。日米両政府が「核抜き・本土並み」返還という名のもとに、できる限り沖縄の基地機能を維持していくことを模索したのに対し、復帰協は基地の全面撤去を求めたのである。

復帰協がこの基地の全面撤去方針を打ち出すまでには、約三年におよぶ「基地撤去」論争があった。基地の全面撤去を主張する勢力とそれに反対する全軍労との間に立って、復帰協は基地の「撤去」でも「容認」でもない、いわゆる「反対」という表現を用いることによって、基地への態度を曖昧な形に据え置いたのである。次章では、この三年におよぶ論争の末、ついに「基地撤去」方針を打ち出した復帰協が、沖縄返還合意以後、如何なる態度をとったのかを考察すると同時に、大量解雇問題に直面した全軍労が如何なる行動をとったのかを考察する。また、一九五〇年代

末にアメリカの一括払い政策を変更させ、年払いの賃貸借契約を勝ち取った軍用地主たちが、七二年の日本復帰に備えて、如何なる態度をとったのかもみていくことにする。

(1) この日米両政府による沖縄への援助拡大については、河野康子『沖縄返還をめぐる政治と外交―日米関係史の文脈―』（東京大学出版会、一九九四年）、宮里政玄『日米関係と沖縄一九四五―一九七二』（岩波書店、二〇〇〇年）を参照のこと。

(2) 一九六〇年代の祖国復帰運動に関する先駆的研究として、比嘉幹郎「沖縄の復帰運動」『国際政治』五二号（一九七四年）、我部政男「六〇年代復帰運動の展開」宮里政玄編『戦後沖縄の政治と法』（東京大学出版会、一九七五年）がある。また近年では、櫻澤誠の一連の優れた研究がある。櫻澤誠「戦後沖縄における「六八年体制」の成立―復帰運動における沖縄教職員会の動向を中心に―」『立命館大学人文科学研究紀要』八二号（二〇〇四年）、同「沖縄教職員会の復帰運動方針変容過程について」『次世代人文社会科学研究』創刊号（二〇〇五年）、同「戦後沖縄復帰運動史研究の課題―保革対立軸の形成過程に着目して―」『新しい歴史学のために』二六二号（二〇〇七年）、同「戦後沖縄における保革対立軸の形成―一九六〇年代初頭の革新共闘への過程を中心に―」『史林』第九二巻第三号（二〇〇九年）、同「戦後沖縄における保革対立軸の成立と『島ぐるみ』運動―教公二法問題を中心に―」『年報政治学』二〇一〇―II（二〇一〇年）。なお、本章の復帰運動を扱った箇所については、拙稿「沖縄復帰運動の政治的動態―復帰協を中心として―」東京国際大学大学院国際関係学研究科『国際関係学研究』第一五号（二〇〇二年）が基盤となっている。

(3) 沖縄県祖国復帰闘争史編纂委員会編『沖縄県祖国復帰闘争史（資料編）』（沖縄時事出版、一九八二年）、四五―四六ページ（以後『闘争史（資料編）』と記す）。

(4) 沖縄県祖国復帰協議会、原水爆禁止沖縄県協議会共編『沖縄県祖国復帰運動史』（沖縄時事出版社、一九六四年）、二三三ページ。なお、琉球民主党など保守系組織のちに脱退していくことになる。

(5) 一九五八年二月に結成された沖縄社会党は、その立党宣言において、「日本社会党の地方支部的性格」を有することを謳い、「日本復帰実現の時は、全員日本社会党に入党する」と宣言していた。また同党は、その立党宣言および綱領において、「社会主義政党」・「階級政党」を明確に打ち出していた。結党当初の執行委員会議長は兼次佐一、書記長は宮良寛才、政審会長は岸本利実であった。日本社会党と友党関係にあった同党は、六三年、日本社会党沖縄県本部に党名を変更することになる。沖縄社会党については、当山正喜『沖縄戦後史政治の舞台裏』（あき書房、一九八七年）を参照のこと。

- (6) 「座談会 一九六〇年代の復帰運動」前掲『闘争史(資料編)』、一三〇五ページ、当山、前掲書、四〇二ページ、琉球新報社編『世替わり裏面史証言に見る沖縄復帰の記録』(琉球新報社、一九八三年)、四一六ページ。なお、官公労は一九五八年一月一日に結成された労働組合で、議長に赤嶺武次(労働局職員労組)、副議長に糸州一雄(全税労)、本永寛昭(立法院職員労組)、そして事務局長に亀甲康吉(全通労)がそれぞれ選任されている。官公労については、沖縄官公労運動史編集委員会編『沖縄官公労運動史(沖縄官公労運動史①)』(沖縄官公庁労働者共済会、一九九〇年)を参照のこと。
- (7) 新垣善春とのインタビュー、一九九九年八月三〇日。
- (8) 当山、前掲書、四〇三ページ。
- (9) 復帰協加盟の一七団体は以下の通り。教職員会、官公労、沖青協、社大党、人民党、沖縄社会党、那覇市職労、琉海労組、自由協、民連、子供を守る会、沖縄原水協、市町村議長会、被災者連盟、沖縄繊維労組、沖縄港湾労組、タクシー労組。なお、復帰協結成の前、準備委員らは一致して沖縄最大の民間組織である沖縄教職員会の会長で、しかも復帰運動のシンボリック的存在であった屋良朝苗を復帰協会長に据えることを考えていた。しかし屋良がそれを固辞したため、復帰協副会長であった赤嶺武次が初代会長に就任した。
- (10) 『琉球新報』一九六〇年四月二三日付。
- (11) 琉球新報社編、前掲書、四一三ページ。
- (12) こうした沖縄自民党の復帰協不参加によって、当初参加を呼びかけた七〇団体の大半が参加を保留することとなる。
- (13) 結成時に採択された復帰協会則、一九六〇年度運動方針、そして諸決議等には、この米軍基地については一切触れられていない。
- (14) 福地曠昭「ILOVE憲法第九条」福尾武彦編著『現代に生きる学び』(民衆社、一九九七年)、一二三ページ。
- (15) 福地曠昭とのインタビュー、二〇〇〇年八月九日。
- (16) 中根章とのインタビュー、二〇〇二年一〇月二二日。以下、断わりのない限り、中根の証言に基づく。
- (17) 前掲『闘争史(資料編)』、一三九ページ。
- (18) 「現地座談会 ことしこそ、祖国に」(出席者、亀甲康吉、比嘉秀雄、岸本利実、宮良寛才、大柴滋夫)『月刊社会党』九六号(一九六五年五月)、一三六ページ。
- (19) 本稿は、一九六九年の沖縄返還合意に至るまでの政治過程において、復帰協と日米両政府がそれぞれ沖縄の米軍基地に対して基本的にどのような態度をとったのかを考察対象としたため、六七年の佐藤・ジョンソン会談とそこに至るまでの詳細なプロセスについては、論じていない。これについてはいずれ機会をみて論じる予定であるが、近年の優れた先行研究として、宮里、前掲書、明田川融『沖縄

基地問題の歴史―非武の島、戦の島』（みずす書房、二〇〇八年）、河野康子「沖縄返還と地域的役割分担論（一）―危機認識の位相をめぐる―」『法学志林』第百六巻第一号（二〇〇八年）、中島琢磨「初期佐藤政権における沖縄返還問題」『法政研究』第七三巻第三号（二〇〇六年）、同「一九六七年十一月の佐藤訪米と沖縄返還をめぐる日米交渉」『年報政治学二〇〇九―』（二〇〇九年）などがある。

(20) 千田恒『佐藤内閣回想』（中央公論社、一九八七年）、二四ページ。なお、渡邊昭夫『日本の近代八 大国日本の揺らぎ 一九七二―』（中央公論新社、二〇〇〇年）も参照のこと。

(21) 「第一回ジョンソン大統領、佐藤総理会談要旨」一九六五年一月二二日、外務省開示文書「整理番号〇一一五三五」、外務省外交史料館。

(22) 同上。

(23) 中野好夫編『戦後資料沖縄』（日本評論社、一九六九年）、五五一―五五二ページ。

(24) この義務教育教員給与の二分の一国庫負担問題に関しては、河野、前掲書、二二七―二三四ページ、山野幸吉『沖縄返還ひとりごと』（ぎょうせい、一九八二年）、六三―七〇ページを参照のこと。

(25) 東郷文彦『日米外交三十年』（世界の動き社、一九八二年）、一二五ページ。

(26) 前掲資料「第一回ジョンソン大統領、佐藤総理会談要旨」。

(27) 佐藤の核保有論および佐藤政権の核政策については、中島信吾『戦後日本の防衛政策―「吉田路線」をめぐる政治・外交・軍事―』（慶応義塾大学出版会、二〇〇六年）、黒崎輝『核兵器と日米関係』（有志舎、二〇〇六年）、渡邊昭夫「アジアの核拡散―国際政治史的一考察―」アジア政経学会『アジア研究』第五三巻第三号（二〇〇七年）を参照のこと。またアメリカの「核の傘」と日米同盟については、太田昌克『盟約の間―「核の傘」と日米同盟―』（日本評論社、二〇〇四年）を参照のこと。

(28) 「施政権返還に伴う沖縄基地の地位について」外務省北米局長、一九六七年八月三日、一九七二年の沖縄返還時の有事の際の核持込みに関する「密約調査」関連文書三―七（二〇一〇年外務省開示文書、以下「密約調査」関連文書三―七の要領で記す）。本章で利用したこの「密約」関連文書は、すべて法政大学の河野康子教授から御提供いただいたものである。河野教授の御厚意に深く感謝する。

(29) 以下の三木・ジョンソン会談については、断りのない限り、「外務大臣・ジョンソン大使会議録」外務省北米局、一九六七年七月一九日、「密約調査」関連文書三―四。

(30) 以下の佐藤と外務省事務当局との打ち合わせについては、断りのない限り、「沖縄小笠原問題（総理との打合わせ）」三木外務大

臣から下田駐米日本大使、一九六七年八月九日、「密約調査」関連文書三一―一。

- (31) 以下の三木・ラスク会談については、断りのない限り、「三木大臣、ラスク長官会談録(Ⅱ)」一九六七年九月一六日、「密約調査」関連文書三一―四。なお、沖縄返還問題以外にも三木は、行政主席選挙の実現や米民政府の長期経済計画への日本の協力などを要求している。

(32) 東郷、前掲書、一三五ページ。

(33) 山野、前掲書、三二二ページ。

(34) この若泉の行動については、のちに本人が著した『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』(文藝春秋、一九九四)を参照のこと。

(35) 以下の佐藤・ジョンソン会談については、断りのない限り、「佐藤総理・ジョンソン大統領会談録(第一回会談)」楠田實(編・校訂和田純、編・解題五百旗頭真)『楠田實日記―佐藤栄作総理首席秘書官の二〇〇〇日』(中央公論新社、二〇〇一年)、七五一―七五六ページ。

(36) この点を指摘したものととして、佐藤晋「佐藤政権期のアジア政策」波多野澄雄編『池田・佐藤政権期の日本外交』(ミネルヴァ書房、二〇〇四年)一四三―一四五ページがある。

(37) 以下の佐藤・マクナマラ会談については、断りのない限り、「佐藤総理・マクナマラ国防長官会談録」楠田、前掲書、七五七―七六一ページ。

(38) 前掲『闘争史(資料編)』、二六四―二六五ページ。

(39) 同上、二二二ページ。

(40) 『琉球新報』一九六五年八月二〇日、一九六六年四月二九日、一九六七年四月二九日付。

(41) 「教公二法阻止」闘争については、教公二法闘争史編集委員会編『教公二法闘争史』(沖縄県教職員組合、一九九八年)を参照のこと。

(42) 前掲『闘争史(資料編)』、三六七ページ。

(43) 同上、三六七ページ。ここで復帰協のいう「核付き返還、基地の自由使用を認めた返還論」とは、一九六七年二月から一〇月にかけて駐米日本大使下田武三が提起した「核を含む基地の自由使用」を前提とした施政権返還論をさす。前掲『戦後資料沖縄』、五九七―六〇〇ページ。

(44) 前掲『闘争史(資料編)』、三七六ページ。

- (45) 同上、三七七ページ。
- (46) 『琉球新報』一九六八年四月二九日付。
- (47) 『沖縄年鑑』一九六九年版、二二一ページ。
- (48) 「一九六六年度復帰協運動方針(案)」『総合資料一九六六年 No.1』沖縄県公文書館 [R10000008B]
- (49) 「復帰協第一一〇定期総会議事録」『祖国復帰のために総会決定集第八号一九六六年度』、七一ページ、沖縄県公文書館 [R10000219B]
- (50) 前掲『戦後資料 沖縄』、五三三〜五三五ページ。
- (51) 同上、五三九〜五四五ページ。
- (52) 『琉球新報』一九六五年一〇月二二日付。
- (53) 同定期総会において福地曠昭調査研究部長は、「これ(沖縄民主党の分離復帰論)に対処するためにも基地問題はとりあげるべきだと思います」とのべている(前掲資料「復帰協第一一〇定期総会議事録」、七一ページ)。また正式決定をみた一九六六年度運動方針のなかで復帰協は、「(沖縄民主党の)基地と施政権の分離復帰論は、われわれの闘争を分裂させるおそれがある」と記している(前掲『闘争史(資料編)』二七七ページ)。
- (54) 前掲資料「復帰協第一一〇定期総会議事録」、七一〜七三ページ。
- (55) 以下のべる全軍労、官公労などの組合員数については、『全軍労・全駐労沖縄運動史』(編集・発行全駐労沖縄地区本部、一九九九年)、五一二ページ、前掲『沖縄官公労運動史(沖縄官公労運動史①)』、二三五ページ、『沖縄年鑑一九七〇年版』、七三九ページを参照した。
- (56) 上原康助とのインタビュー、二〇〇七年一月二六日、友寄信助とのインタビュー、二〇〇七年一月二五日。
- (57) 布令一一六号「琉球人被用者に対する労働基準及び労働関係令」『復帰の記録』(編集、発行南方同胞援護会、一九七二年)、六〇七〜六六ページ。
- (58) 上原康助『道なかば』(琉球新報社、二〇〇二年)、九六ページ(以下、上原、前掲書①と記す)。
- (59) 上原康助『基地沖縄の苦闘 全軍労闘争史』(創広、一九八二年)、九四〜九七ページ(以下、上原、前掲書②と記す)。
- (60) 上原、前掲書①、九四ページ。なお、上原ら全軍労連執行部は、この復帰スローガンを降ろさずに、その後も毎年の運動方針に復帰促進の方針を含めていた。

- (61) 上原、前掲書②、一五二～一六五ページ。
- (62) 同上、一六四ページ。
- (63) 同上、一六三ページ。
- (64) 友寄信助とのインタビュー、二〇〇七年一月二五日。
- (65) 「一九六七年度復帰協運動方針(案)」『総合資料一九六七年No.1』沖縄県公文書館 [R1000010B]
- (66) 『琉球新報』一九六七年三月二九日付。
- (67) 同上。
- (68) 「一九六八年度復帰協運動方針(案)」『総合資料一九六八年No.2』沖縄県公文書館 [R1000014B]、『沖縄タイムス』一九六八年四月一五日付。
- (69) 『沖縄タイムス』一九六八年四月一五日付。
- (70) 同上。沖縄教職員会が「基地撤去」方針を打ち出すまでの過程と、そのもつ意味については、櫻澤、前掲論文「沖縄教職員会の復帰運動方針変容過程について」を参照のこと。
- (71) 仲宗根悟とのインタビュー、一九九九年九月七日、二〇〇七年一月二八日。
- (72) 友寄信助とのインタビュー、二〇〇七年一月二五日。
- (73) 一九六八年夏頃から沖縄原水協は、米原子力潜水艦が寄港している那覇軍港の海水が放射能汚染にさらされているとして、「原潜寄港阻止」の抗議行動を展開していた。共闘会議が「原潜寄港阻止」をその目的の一つに掲げたのは、以上の理由による。
- (74) 『琉球新報』一九六八年二月一五日付。
- (75) 仲宗根悟とのインタビュー、一九九九年九月七日。
- (76) なお、のちに米軍は、全軍労をはじめ沖縄住民からの強い反対や、日本政府からの同布令の施行延期要請を受けて、一月二三日、同布令の施行延期を発表している。『朝日新聞(夕刊)』一九六九年一月二三日付。
- (77) 『朝日新聞』一九六九年一月二七日付。
- (78) 前掲『闘争史(資料編)』、一一一～一二二ページ。
- (79) この「ゼネスト」回避劇についてはいまだ明らかにされていない点が多々あるが、当時の「ゼネスト」計画関係者へのインタビューによってこれを再構成したものに、琉球新報社編、前掲書があり、またアメリカ側の一次史料を用いて考察したものに、宮里、前掲

書がある。

- (80) 『琉球新報』一九六九年二月一日付(夕刊)。なお、この県労協幹事会での詳しい討議内容については明かにされていない。しかし、琉球新報社編、前掲書、における県労協議長亀甲康吉の証言からその大まかな様子は知ることができる(五八〇～五八一ページ)。
- (81) 『琉球新報』一九六九年二月三日付。
- (82) 『琉球新報』一九六九年二月一日付。なお、屋良の「ゼネスト」回避に向けての行動については、屋良朝苗『激動八年 屋良朝苗回想録』(沖縄タイムス社、一九八五年)、二八～四一ページ(以下、屋良、前掲書①と記す)を参照のこと。
- (83) 上原康助とのインタビュー、二〇〇七年一月二六日。
- (84) 琉球新報社編、前掲書、五六七～五六八ページ。
- (85) 同上、五六八ページ。
- (86) 同上、五六八ページ。
- (87) 同上、五六九ページ。なお、全軍労各支部への米軍の圧力については、前掲『全軍労・全駐労沖縄運動史』、一七〇～一七一ページを参照のこと。
- (88) 前掲『闘争史(資料編)』、四六九ページ。
- (89) 同上、四七一ページ。
- (90) 同上、五八ページ。
- (91) 同上、五六ページ。
- (92) 同上、五六ページ。
- (93) 吉元政矩とのインタビュー、一九九九年九月八日。
- (94) 仲宗根悟とのインタビュー、二〇〇七年一月二八日。
- (95) 「復帰協第一四回定期総会審議速記録」『総合資料一九六九年No.二』沖縄県公文書館[R10000016B]
- (96) 同上。
- (97) 『沖縄問題基本資料集』(編集・発行南方同胞援護会、一九六八年)、一二五二ページ。
- (98) 前掲資料「復帰協第一四回定期総会審議速記録」。
- (99) 復帰協は結成当初から、日本社会党・総評寄りの態度をとっていたわけではなかった。復帰協がこうした傾向をみせるようになる

のは、日本本土における共産党と社会党の対立の煽りを受けて沖縄でも人民党勢力と反人民党勢力が激しく対立した一九六四年以後のことである。この沖縄内部における「人民」「反人民」の対立については、拙稿「沖縄復帰運動の政治的動態―復帰協を中心として―」を参照のこと。

(100) 脚注一九でのべた理由から、本稿では以下でのべる六九年の佐藤・ジョンソン会談と、そこに至るまでの詳細な外交交渉については、論じていない。これについてはいずれ機会をみて論じる予定であるが、近年の優れた先行研究として、宮里、前掲書、明田川、前掲書、我部政明『沖縄返還とは何だったのか―戦後日米交渉史の中で―』（日本放送出版協会、二〇〇〇年）、中島琢磨「佐藤政権期の日米安全保障関係―沖縄返還と「自由世界」における日本の責任分担問題」『国際政治』一五一号（二〇〇八年）、河野康子「沖縄返還と地域的役割分担論（二）―危機認識の位相をめぐって―」『法学志林』第百六巻第三号（二〇〇九年）などがある。また最も最近の研究として、河野康子「沖縄返還と有事の核の再持ち込み」外務省有識者委員会『いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会報告書』（二〇一〇年三月）、中島琢磨「一九六八年の沖縄返還問題の展開―核抜き・本土並み返還の論点化―」『九大法学』第一〇一号（二〇一〇年）、波多野澄雄『歴史としての日米安保条約―機密外交記録が明かす「密約」の虚実―』（岩波書店、二〇一〇年）がある。

(101) 参議院予算委員会会議録、一九六九年三月一〇日。

(102) 東郷、前掲書、一五九ページ。

(103) 「沖縄返還問題ポジション・ペーパー案」外務省米局長、一九六九年四月二二日、「密約調査」関連文書三一五四、「オキナワ問題（アメリカ局長とスナイダー補さ官等との会談）」下田駐米日本大使から愛知外務大臣、一九六九年四月二八日、「密約調査」関連文書三一五八、「オキナワ問題（ジョンソン次官との会談）」下田駐米日本大使から愛知外務大臣、一九六九年四月二九日、「密約調査」関連文書三一五九、「オキナワ問題（キッシンジャー補さ官及びバックカード次官との会談）」下田駐米日本大使から愛知外務大臣、一九六九年四月三〇日、「密約調査」関連文書三一六〇。

(104) National Security Decision Memorandum 13, May 28, 1969, Japan and the U.S., 1960-1976 Collection, JU01074, Digital National Security Archive. 本章で利用したこのNSA文書は、すべて法政大学の河野康子教授から御提供いただいたものである。河野教授の御厚意に深く感謝する。

(105) NSSM5: Japan Policy, April 28, 1969, Japan and the U.S., 1960-1976 Collection, JU01061, Digital National Security Archive.

(106) 「大臣・国務長官第一次会談」駐米日本大使（下田）から外務大臣（愛知）宛電報一七二一、一九六九年、六月三日、「密約調査」

関連文書三一七一。なお、米側の会談記録は、Memorandum of Conversation, June 3, 1969, Foreign Minister of Japan Aichi's Call on the Secretary, Japan and the U.S., 1960-1976 Collection, JU01082, Digital National Security Archive.

(107) 東郷、前掲書、一六一ページ。

(108) 「日米共同声明」(一九六九年一月二一日)、「ナショナル・プレス・クラブにおける佐藤総理大臣演説」(一九六九年一月二一日)細谷千博・有賀貞・石井修・佐々木卓也編『日米関係資料集一九四五―一九七』(東京大学出版会、一九九九年)、七八六―七九九ページ。

(109) 同上、七八六―七八九ページ。

(110) この佐藤・ニクソン間での「合意議事録」締結に至るまでの政治過程については、若泉、前掲書、河野、前掲論文(「沖縄返還と有事の核の再持ち込み」、波多野、前掲書を参照のこと。

(111) 東郷、前掲書、一六六ページ。

(112) 屋良、前掲書①、八〇ページ。

(113) 屋良朝苗『屋良朝苗回顧録』(朝日新聞社、一九七七年)、一〇二ページ。

(114) 前掲『沖縄復帰の記録』、九九二ページ。

(115) 屋良、前掲書①、八六ページ。